



法務省赤れんが棟

【写真提供：法務省大臣官房秘書課】

第 1 編 犯罪の動向

- 第 1 章 刑法犯
- 第 2 章 特別法犯
- 第 3 章 諸外国における犯罪動向

第1章 刑法犯

第1節 主な統計データ

令和5年における刑法犯の主な統計データは、次のとおりである。

なお、この節では、これまでの犯罪白書の統計との比較の便宜上、危険運転致死傷・過失運転致死傷等に係る数値も参考値として掲載している（交通犯罪については、第4編第1章参照）。

令和5年の主な統計データ（刑法犯）

		(前年比)	[平成16年比]
① 認知件数			
刑法犯	703,351件	(+102,020件、 +17.0%)	[-72.6%]
窃盗を除く刑法犯 (参考値)	219,656件	(+26,236件、 +13.6%)	[-62.2%]
危険運転致死傷・過失運転致死傷等	291,379件	(+7,497件、 +2.6%)	[-66.3%]
うち危険運転致死傷	783件	(+48件、 +6.5%)	[+190.0%]
うち過失運転致死傷等	290,596件	(+7,449件、 +2.6%)	[-66.4%]
② 検挙件数			
刑法犯	269,550件	(+19,200件、 +7.7%)	[-59.6%]
窃盗を除く刑法犯	112,435件	(+10,207件、 +10.0%)	[-48.8%]
③ 検挙人員			
刑法犯	183,269人	(+13,860人、 +8.2%)	[-52.9%]
窃盗を除く刑法犯 (参考値)	97,734人	(+7,559人、 +8.4%)	[-49.6%]
危険運転致死傷・過失運転致死傷等	298,200人	(+7,511人、 +2.6%)	[-66.9%]
うち危険運転致死傷	778人	(+41人、 +5.6%)	[+188.1%]
うち過失運転致死傷等	297,422人	(+7,470人、 +2.6%)	[-67.0%]
④ 発生率			
刑法犯	565.6	(+84.3)	[-1,441.5]
窃盗を除く刑法犯 (参考値)	176.6	(+21.8)	[-278.5]
危険運転致死傷・過失運転致死傷等	234.3	(+7.1)	[-443.0]
うち危険運転致死傷	0.6	(+0.0)	[+0.4]
うち過失運転致死傷等	233.7	(+7.1)	[-443.4]
⑤ 検挙率			
刑法犯	38.3%	(-3.3pt)	[+12.3pt]
窃盗を除く刑法犯	51.2%	(-1.7pt)	[+13.4pt]

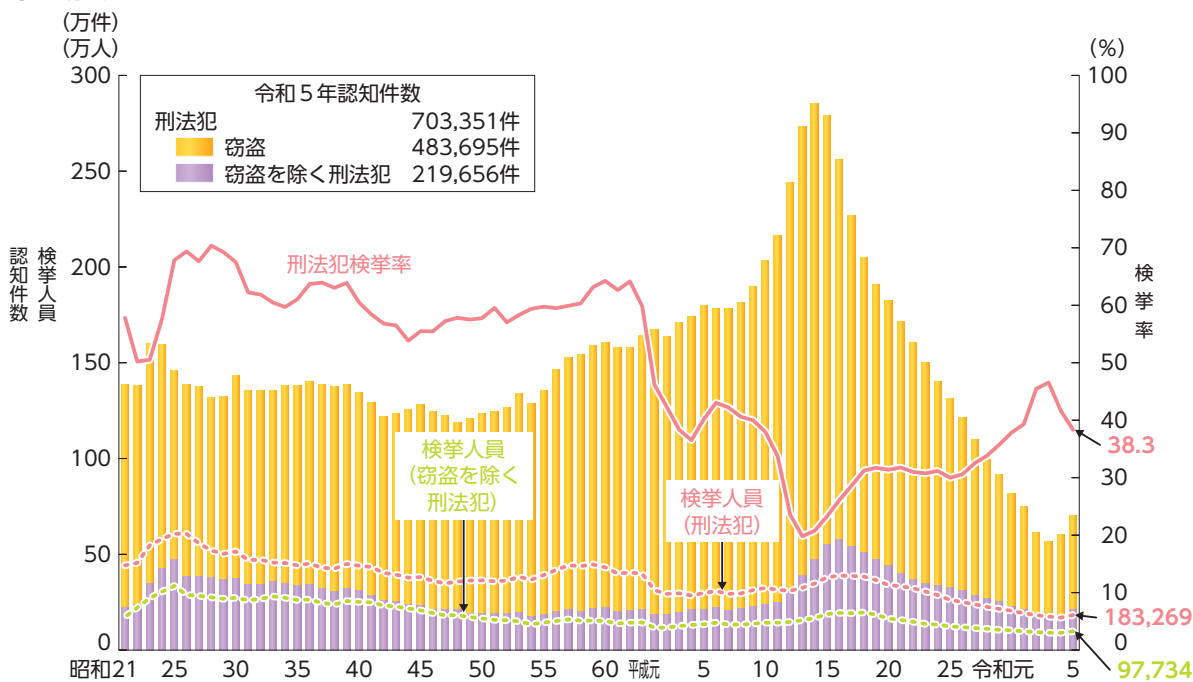
注 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。

刑法犯の認知件数、検挙人員及び検挙率の推移（昭和21年以降）は、1-1-1-1図のとおりである（CD-ROM 資料1-1参照）。

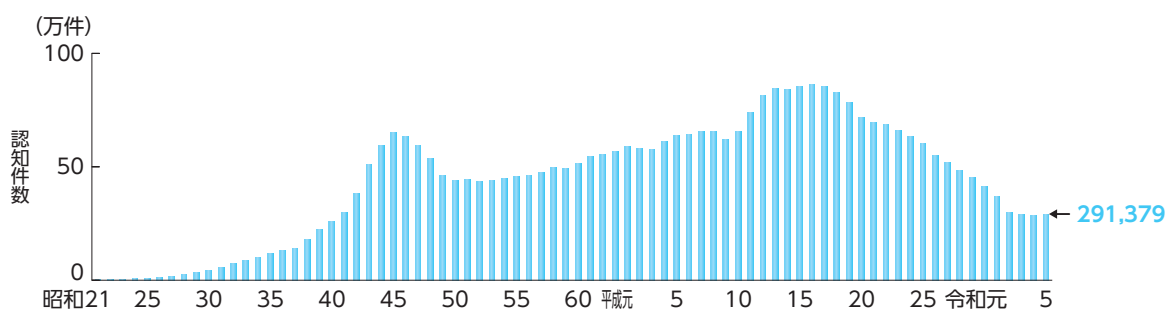
1-1-1-1 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移

(昭和21年～令和5年)

① 刑法犯



② (参考値) 危険運転致死傷・過失運転致死傷等



注 1 警察庁の統計による。

2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。

3 道路上の交通事故に係らない業務上(重)過失致死傷は、昭和40年以前は「②(参考値)危険運転致死傷・過失運転致死傷等」に、41年以降は「①刑法犯」にそれぞれ含まれる。

1 認知件数と発生率

刑法犯の認知件数は、平成8年から毎年戦後最多を更新して、14年には285万3,739件にまで達した後、15年以降は減少に転じ、27年から令和3年までは戦後最少を更新していたが、4年は20年ぶりに増加し、5年も引き続き増加して70万3,351件（前年比10万2,020件（17.0%）増）であった。平成15年からの認知件数の減少は、刑法犯の7割近くを占める窃盗の認知件数が大幅に減少し続けた（本章第2節1項参照）ことに伴うものである。なお、新型コロナウイルス感染症と刑法犯認知件数の推移については、コラム2参照。

刑法犯の発生率の動向は、認知件数の動向とほぼ同様である。平成8年（1,439.8）から毎年上昇し、14年には戦後最高の2,238.5を記録した後、15年から一貫して低下していたが、令和4年から上昇し、5年は565.6（前年比84.3上昇）であった（1-1-1-1 CD-ROM 参照）。

令和5年における刑法犯の認知件数・発生率等を罪名別に見ると、**1-1-1-2表**のとおりである。

1-1-1-2表 刑法犯 認知件数・発生率・検挙件数・検挙人員・検挙率（罪名別）

（令和5年）

罪 名	認 知 件 数	発 生 率	検 挙 件 数	検 挙 人 員	検 挙 率
総 数	703,351 (+102,020)	565.6 (+84.3)	269,550 (+19,200)	183,269 (+13,860)	38.3 (-3.3)
殺 人	912 (+59)	0.7 (+0.1)	872 (+55)	808 (+23)	95.6 (-0.2)
強 盗	1,361 (+213)	1.1 (+0.2)	1,232 (+172)	1,601 (+279)	90.5 (-1.8)
放 火	766 (-15)	0.6 (-0.0)	655 (+11)	576 (+44)	85.5 (+3.1)
不同意性交等	2,711 (+1,056)	2.2 (+0.9)	2,073 (+672)	1,875 (+536)	76.5 (-8.2)
凶器準備集合	7 (-4)	0.0 (-0.0)	6 (-6)	22 (-12)	85.7 (-23.4)
暴 行	30,196 (+2,347)	24.3 (+2.0)	24,869 (+1,556)	25,305 (+1,341)	82.4 (-1.4)
傷 害	22,169 (+2,655)	17.8 (+2.2)	17,954 (+2,109)	19,902 (+2,370)	81.0 (-0.2)
脅 迫	4,535 (+498)	3.6 (+0.4)	3,756 (+363)	3,254 (+261)	82.8 (-1.2)
恐 喝	1,567 (+277)	1.3 (+0.2)	1,151 (+215)	1,363 (+204)	73.5 (+0.9)
窃 盗	483,695 (+75,784)	389.0 (+62.5)	157,115 (+8,993)	85,535 (+6,301)	32.5 (-3.8)
詐 欺	46,011 (+8,083)	37.0 (+6.6)	16,667 (+583)	9,761 (-746)	36.2 (-6.2)
横 領	15,795 (+2,028)	12.7 (+1.7)	10,802 (+879)	10,064 (+755)	68.4 (-3.7)
遺失物等横領	13,879 (+1,544)	11.2 (+1.3)	9,485 (+643)	8,929 (+557)	68.3 (-3.3)
偽 造	1,903 (+113)	1.5 (+0.1)	1,407 (-109)	885 (-44)	73.9 (-10.8)
贈 収 賄	42 (-)	0.0 (+0.0)	39 (-1)	75 (+12)	92.9 (-2.4)
背 任	102 (+22)	0.1 (+0.0)	86 (+27)	86 (+22)	84.3 (+10.6)
賭 博・富くじ	141 (-23)	0.1 (-0.0)	100 (-50)	422 (-120)	70.9 (-20.5)
不同意わいせつ	6,096 (+1,388)	4.9 (+1.1)	4,813 (+751)	3,804 (+737)	79.0 (-7.3)
公然わいせつ	2,326 (-61)	1.9 (-0.0)	1,703 (+116)	1,325 (+6)	73.2 (+6.7)
わいせつ物頒布等	628 (-246)	0.5 (-0.2)	640 (-209)	345 (-159)	101.9 (+4.8)
性的姿態撮影等処罰法	2,538 ...	2.0 ...	1,296 ...	936 ...	51.1 ...
公務執行妨害	2,217 (+41)	1.8 (+0.0)	2,090 (-26)	1,604 (-50)	94.3 (-3.0)
失 火	187 (-24)	0.2 (-0.0)	117 (-18)	103 (-9)	62.6 (-1.4)
住 居 侵 入	10,627 (+1,113)	8.5 (+0.9)	5,454 (+222)	3,474 (+149)	51.3 (-3.7)
略取誘拐・人身売買	526 (+136)	0.4 (+0.1)	473 (+104)	473 (+96)	89.9 (-4.7)
盗品譲受け等	974 (+252)	0.8 (+0.2)	879 (+248)	728 (+194)	90.2 (+2.9)
器 物 損 壊	56,957 (+2,207)	45.8 (+2.0)	8,367 (+488)	4,593 (+73)	14.7 (+0.3)
暴力行為等処罰法	33 (+7)	0.0 (+0.0)	30 (+9)	31 (+5)	90.9 (+10.1)
そ の 他	8,329 (+1,576)	6.7 (+1.3)	4,904 (+750)	4,319 (+656)	58.9 (-2.6)

（参考値）

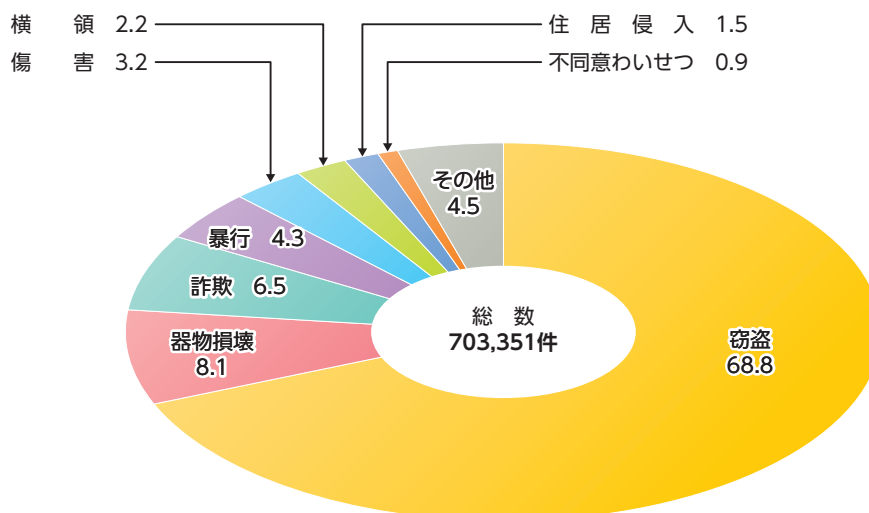
危険運転致死傷	783 (+48)	0.6 (+0.0)	783 (+48)	778 (+41)	100.0 (-)
過失運転致死傷等	290,596 (+7,449)	233.7 (+7.1)	290,596 (+7,449)	297,422 (+7,470)	100.0 (-)

- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
2 「遺失物等横領」の件数・人員は、横領の内数である。
3 () 内は、前年比である。

令和5年における刑法犯の認知件数の罪名別構成比は、**1-1-1-3図**のとおりである。

1-1-1-3図 刑法犯 認知件数の罪名別構成比

(令和5年)



- 注 1 警察庁の統計による。
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。

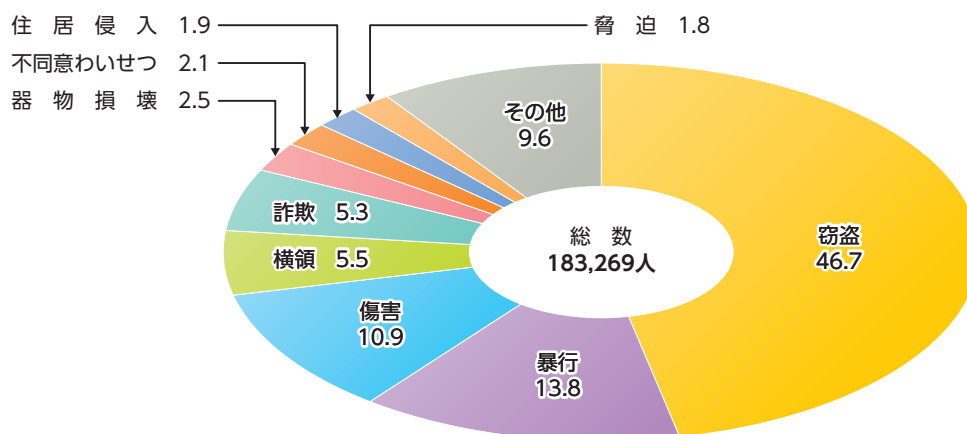
2 検挙人員

刑法犯の検挙人員は、平成13年から増加し続け、16年には38万9,027人を記録したが、17年から減少に転じ、25年から令和4年までは毎年戦後最少を更新したものの、5年は前年と比べて増加し、18万3,269人（前年比1万3,860人（8.2%）増）であった（1-1-1-1図 CD-ROM 参照）。

令和5年における刑法犯の検挙人員の罪名別構成比は、1-1-1-4図のとおりである（罪名別の検挙人員については、1-1-1-2表参照）。

1-1-1-4図 刑法犯 検挙人員の罪名別構成比

(令和5年)

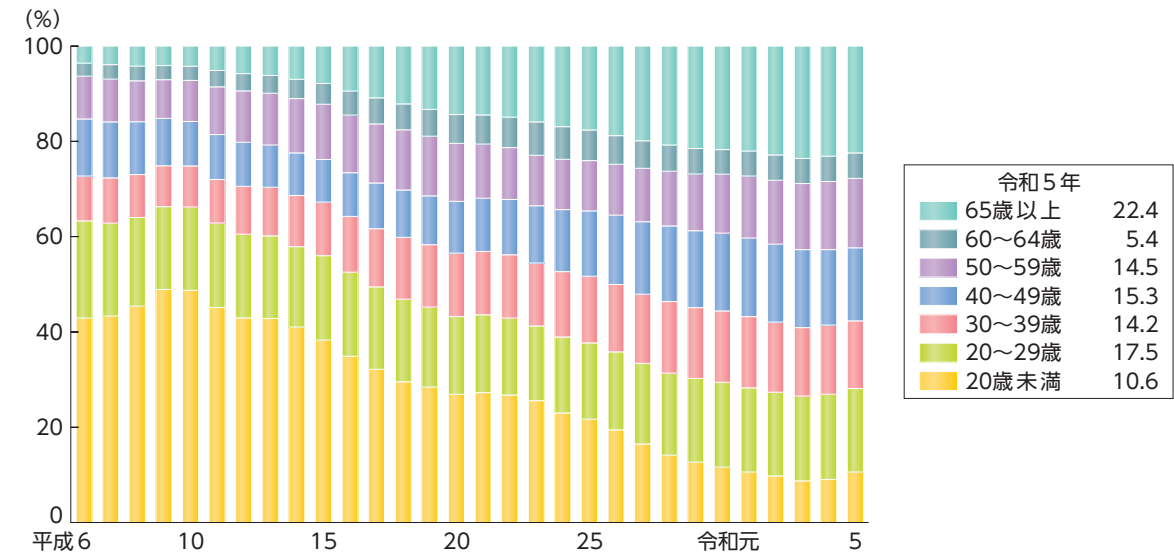


- 注 1 警察庁の統計による。
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。

刑法犯について、検挙人員の年齢層別構成比の推移（最近30年間）を見ると、1-1-1-5図のとおりである（男女別の年齢層別検挙人員の推移については、CD-ROM 参照）。65歳以上の高齢者の構成比は、平成6年には3.6%（1万1,017人）であったが、令和5年は22.4%（4万1,099人）を占めており、検挙人員に占める高齢者の比率は上昇傾向にある（高齢者による犯罪の動向については、第4編第8章参照）。一方、20歳未満の者の構成比は、平成9年には48.9%（15万3,389人）であったが、その後低下傾向にあり、令和2年に9.8%（1万7,904人）と昭和48年以来初めて10%を下回ったところ、令和5年は10.6%（1万9,399人）であった（少年非行の動向については、第3編第1章参照）。

1-1-1-5 刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移

(平成6年～令和5年)



注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。

令和5年における刑法犯の検挙人員を罪名別に見るとともに、これを男女別に見ると、1-1-1-6表のとおりである（女性による犯罪の動向については、第4編第7章参照）。

1-1-1-6 刑法犯 検挙人員（罪名別、男女別）

(令和5年)

罪 名	総 数	男 性	女 性	女性比
刑 法 犯	183,269 (100.0)	143,899	39,370	21.5
殺 人	808 (0.4)	606	202	25.0
〔 嬰 児 殺 〕	8 (0.0)	1	7	87.5
強 盗	1,601 (0.9)	1,471	130	8.1
放 火	576 (0.3)	423	153	26.6
不 同 意 性 交 等	1,875 (1.0)	1,861	14	0.7
暴 行	25,305 (13.8)	21,442	3,863	15.3
傷 害	19,902 (10.9)	17,866	2,036	10.2
恐 喝	1,363 (0.7)	1,238	125	9.2
窃 盗	85,535 (46.7)	58,823	26,712	31.2
〔 万 引 き 〕	49,399 (27.0)	29,171	20,228	40.9
詐 欺	9,761 (5.3)	7,830	1,931	19.8
横 領	10,064 (5.5)	8,722	1,342	13.3
遺 失 物 等 横 領	8,929 (4.9)	7,798	1,131	12.7
偽 造	885 (0.5)	669	216	24.4
不 同 意 わ い せ つ	3,804 (2.1)	3,774	30	0.8
そ の 他	21,790 (11.9)	19,174	2,616	12.0

注 1 警察庁の統計による。
2 () 内は、罪名別構成比である。
3 [] 内は、犯行の手口であり、殺人又は窃盗の内数である。
4 「遺失物等横領」は、横領の内数である。

3 検挙率

刑法犯の検挙率は、平成7年から毎年低下し、13年には19.8%と戦後最低を記録したが、14年から回復傾向にあり、一時横ばいで推移した後、26年以降上昇していたものの、令和4年に低下に転じ、5年は38.3%（前年比3.3pt低下）であった（1-1-1-1図 CD-ROM 参照）。

令和5年における刑法犯の検挙率を罪名別に見ると、1-1-1-2表のとおりである。

コラム1 刑法犯以外も含めた犯罪の全体像を捉えるための試み

犯罪白書では、令和4年版から、我が国における刑法犯以外も含めた犯罪の全体像を捉えるための試みを行っており、3年目となった本年においては、かかる全体像について、この3年間の推移を通してその動向を考察する。

図1は、(ア) 刑法犯、(イ) 危険運転致死傷・過失運転致死傷等、(ウ) 特別法犯（交通法令違反を除く。以下このコラムにおいて「特別法犯」という。）及び(エ) 交通法令違反（道交違反（反則事件）を除く。以下このコラムにおいて「交通法令違反」という。）につき、それぞれの検挙件数を、警察以外により検挙されたものも含めて一つのグラフにまとめ、年ごとに並べたものである。

検挙件数の総数は、令和3年が約85万件、4年が約81万件、5年が約86万件と大幅な増減は見られず、その構成比も、刑法犯が約30%、危険運転致死傷・過失運転致死傷等が約35%、特別法犯が約10%、交通法令違反が約25%で大きな変動は見られなかった。

次に、図2は、我が国における犯罪の全体像をできる限り把握するため、検挙には至らなかった犯罪についても考慮すべく、(ア) 刑法犯については警察による認知件数を、(イ) 危険運転致死傷・過失運転致死傷等については人身事故件数を、(ウ) 特別法犯及び(エ) 交通法令違反については検挙件数を、それぞれ用いて合算したものである。

同図は、かねてから指摘しているとおり、厳密には概念が一致しない数値を合算した図であるから、飽くまで検挙に至らなかった犯罪の存在をイメージするものであることに留意しつつ、これを見ると、その総数は、令和3年が約117万件、4年が約118万件、5年が約131万件と増加しており、我が国における犯罪を全体的に捉えると、この3年間は年々その脅威が増大しつつあることがうかがえる。

そして、その内訳を見ると、人身事故件数は、令和3年が約31万件、4年が約30万件、5年が約31万件と、ほぼ横ばいであり、特別法犯の検挙件数も、3年から5年まで約8万件と変わらず、交通法令違反も、3年が約22万件、4年が約20万件、5年が約22万件と、やはりほぼ横ばいである。一方、警察による刑法犯の認知件数は、3年が約57万件、4年が約60万件（前年比5.8%増）、5年が約70万件（同17.0%増）と顕著に増加しており、ここ3年間では、刑法犯の認知件数の増加が図2における総数を押し上げているものと言え、とりわけ、4年から5年にかけては窃盗が40万7,911件から48万3,695件（同18.6%増）、詐欺が3万7,928件から4万6,011件（同21.3%増）へと増加している（1-1-2-1図①及び1-1-2-8図⑥参照）。

こうした令和5年における警察による刑法犯の認知件数は、3年及び4年の各件数を超えるのみならず、2年の約61万件も上回り、さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まる前である元年の約75万件に迫りつつあると言え（CD-ROM 参照）、今後、このまま増加が続いて同件数を超えるのか否か、その動向にはなお一層の注視が必要である。

図1

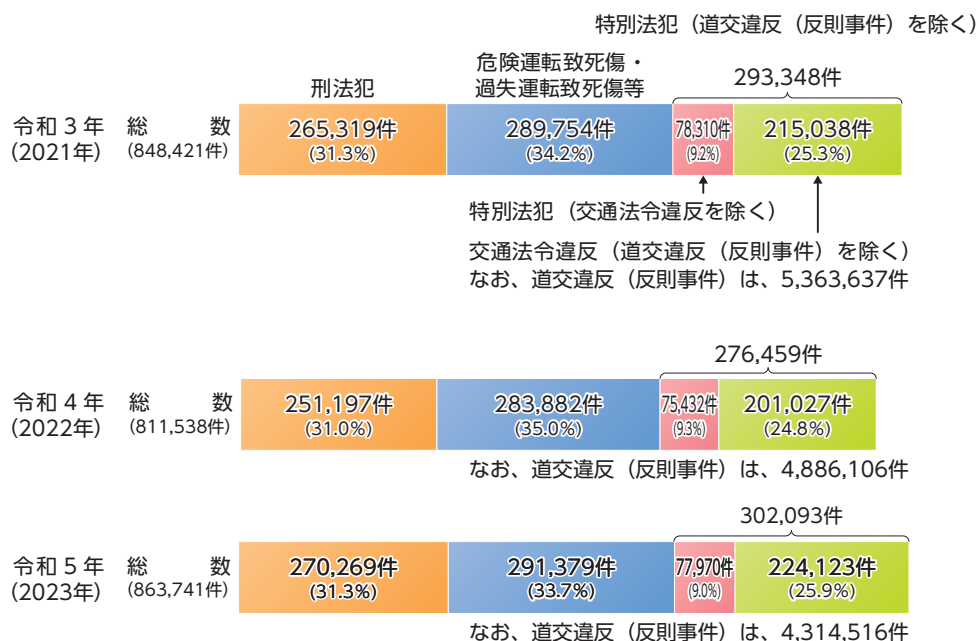
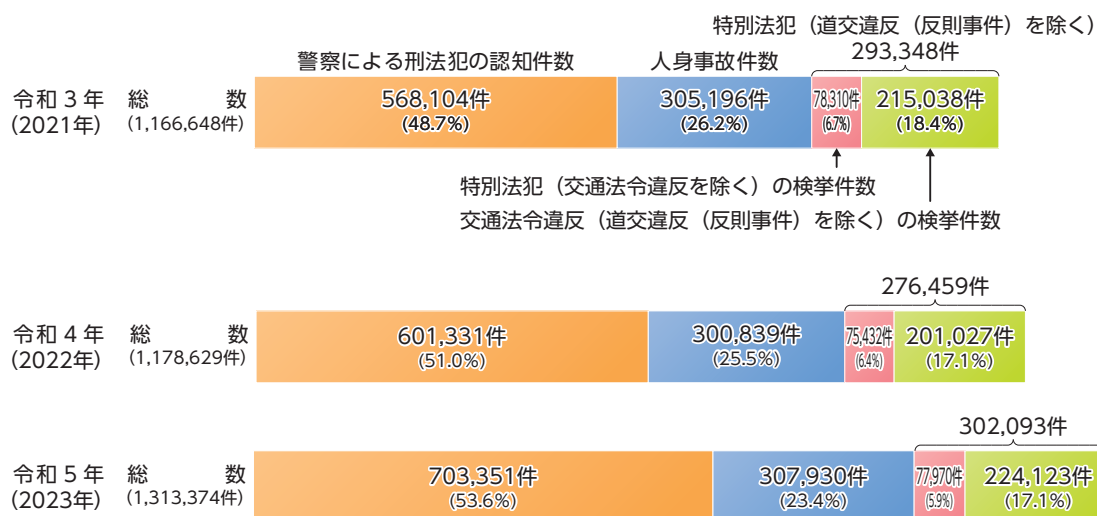


図2



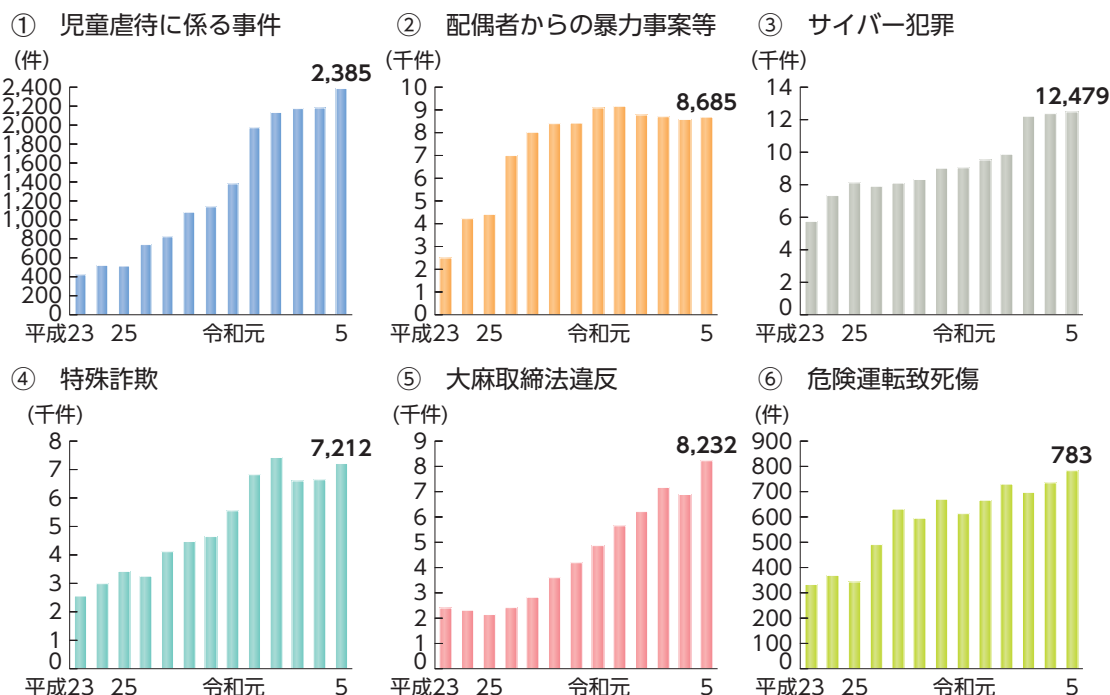
さらに、個別の犯罪類型では、令和4年版犯罪白書以来、その動向に着目してきた①児童虐待に係る事件、②配偶者からの暴力事案等、③サイバー犯罪、④特殊詐欺、⑤大麻取締法違反及び⑥危険運転致死傷の検挙件数につき、引き続き取り上げると、各犯罪類型の推移は、図3のとおりである。

令和5年の動向を加えても、いずれの犯罪類型でも、なお増加傾向又は高止まりの状態が継続しており、この3年間では、とりわけ、特殊詐欺について、3年が6,600件、4年が6,640件、5年が7,212件と漸次増加している状況にある（CD-ROM 参照）。そして、これらの犯罪類型の中には、行為が密室で行われ、あるいは隠蔽されやすい犯罪や、手口の多様化・複雑化あるいは巧妙化が見られる犯罪などもあることから、抑止には困難を伴わざるを得ない。

このように、個別の犯罪類型に関する検挙件数の推移等から見ても、我が国の犯罪情勢については、引き続き予断を許さない状況にあると言える。

図3

(平成23年～令和5年)



注 図1 (1) 法務総合研究所が資料を入手し得た数値で作成した(詳細はCD-ROM参照)。(2) 警察庁の統計、警察庁交通局の統計、厚生労働省医薬局の資料、厚生労働省労働基準局の資料、経済産業省商務情報政策局産業保安グループの資料、国土交通省海事局の資料、海上保安庁の資料、水産庁資源管理部の資料及び法務省矯正局の資料による。(3) 水産庁資源管理部の資料による検挙件数は、令和4年の数値である。(4) 交通法令違反(道交違反(反則事件)を除く。)の検挙件数は、送致件数を計上している。(5) 警察以外による検挙件数は、漁業監督官(吏員)によるものを除き、送致件数を計上している。(6) 罪種が不詳のものは、刑法犯に計上している。

図2 (1) 危険運転致死傷・過失運転致死傷等、特別法犯(交通法令違反を除く。)及び交通法令違反(道交違反(反則事件)を除く。)については、警察庁交通局の統計及び警察庁の統計に認知件数がないことから、刑法犯における警察による認知件数におおよそ匹敵すると考えられる人身事故件数及び検挙件数をそれぞれ参考として用いた。(2) 「人身事故」は、道路交通法2条1項1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うものをいう。(3) 「刑法犯の認知件数」及び「人身事故件数」は、警察において把握したものに限る。(4) 脚注図1(1)、(3)及び(4)に同じ。(5) 警察庁の統計、警察庁交通局の統計、厚生労働省医薬局の資料、厚生労働省労働基準局の資料、経済産業省商務情報政策局産業保安グループの資料、国土交通省海事局の資料、海上保安庁の資料及び水産庁資源管理部の資料による。

図3 (1) ①・②は警察庁生活安全局の資料、③は警察庁サイバー警察局の資料、④は警察庁刑事局の資料、⑤は厚生労働省医薬局の資料、⑥は警察庁の統計に、それぞれによる。(2) 詳細については、①につき第4編第6章第1節、②につき同章第2節、③につき同編第5章、④につき第1編第1章第2節3項(4)、⑤につき第4編第2章第1節2項、⑥につき同編第1章第2節2項を、それぞれ参照。

第2節 ■ 主な刑法犯

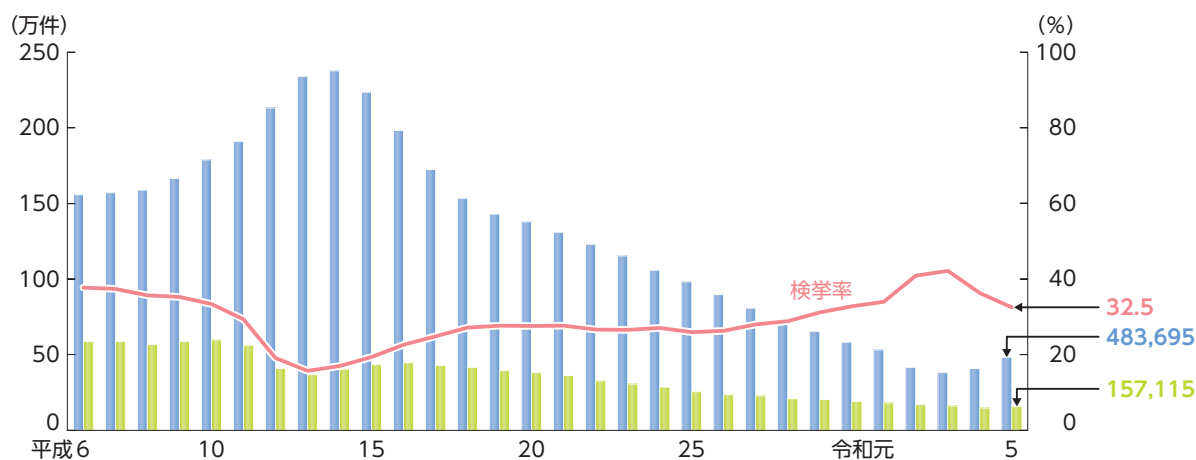
窃盗は、認知件数において刑法犯の7割近くを占める（1-1-1-3図参照）。その認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）を見ると、1-1-2-1図①のとおりである。平成7年から13年まで、認知件数の増加と検挙率の低下が続いていたが、14年から検挙率が上昇に転じ、認知件数も戦後最多を記録した同年（237万7,488件）をピークに15年から減少に転じた。認知件数は、26年以降令和3年まで、毎年戦後最少を更新し続けていたが、4年から2年連続で増加し、5年は48万3,695件（前年比7万5,784件（18.6%）増）であった。検挙件数は、平成17年から令和4年まで減少し続けていたが、5年は15万7,115件（同8,993件（6.1%）増）であった。検挙率は、平成26年から令和3年まで上昇し続けていたが、4年から2年連続で低下し、5年は32.5%（同3.8pt 低下）であった（1-1-1-1図 CD-ROM 参照）。

窃盗を除く刑法犯の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、1-1-2-1図②のとおりである。認知件数は、平成16年に58万1,193件と戦後最多を記録した後、17年から減少し続けていたが、令和4年から2年連続で増加し、5年は21万9,656件（前年比2万6,236件（13.6%）増）であった。検挙率は、平成16年に37.8%と戦後最低を記録した後、緩やかな上昇傾向にあったが、令和4年から2年連続で低下し、5年は51.2%（同1.7pt 低下）であった（1-1-1-1図 CD-ROM 参照）。

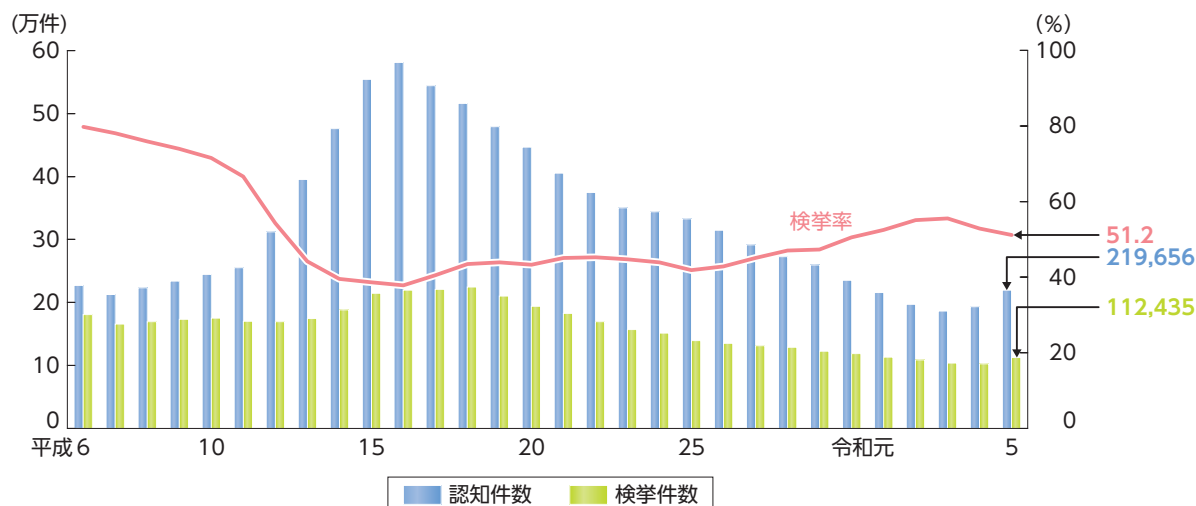
1-1-2-1図 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙率の推移（窃盗・窃盗を除く刑法犯別）

（平成6年～令和5年）

① 窃盗



② 窃盗を除く刑法犯



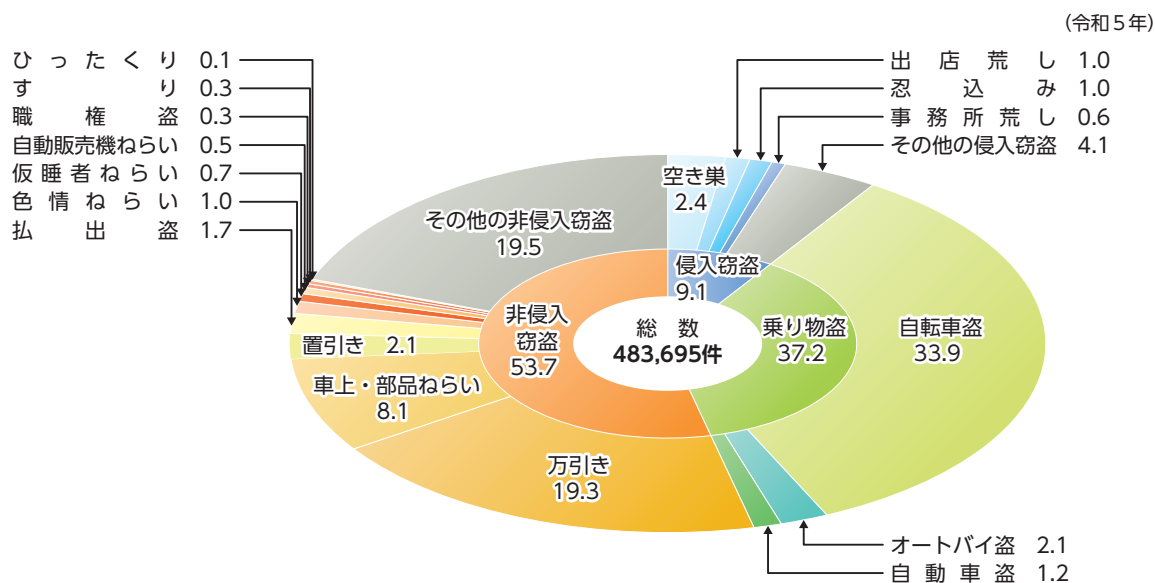
注 警察庁の統計による。

1 窃盗

令和5年における窃盗の認知件数の手口別構成比は、1-1-2-2図のとおりである（手口別の認知件数については、CD-ROM 参照）。

特殊詐欺（本節3項（4）参照）に係る手口である払出盗（不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM（CDを含む。）から現金を窃取するもの）及び職権盗（公務員等の身分を詐称し、捜査、検査等を装い、隙をみて金品を窃取するもの）の認知件数は、近年増加傾向にあったところ、令和5年は、払出盗が8,263件（前年比2.4%増）と前年から増加したのに対し、職権盗が1,578件（同31.3%減）と大きく減少した（警察庁の統計による。）。

1-1-2-2図 窃盗 認知件数の手口別構成比



注 1 警察庁の統計による。

2 「払出盗」は、不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM（CDを含む。）から現金を窃取するものをいう。

3 「職権盗」は、公務員等の身分を詐称し、捜査、検査等を装い、隙をみて金品を窃取するものをいう。

4 「その他の侵入窃盗」は、倉庫荒し、金庫破り、病院荒し等である。

5 「その他の非侵入窃盗」は、職場ねらい、工事場ねらい、さい銭ねらい等である。

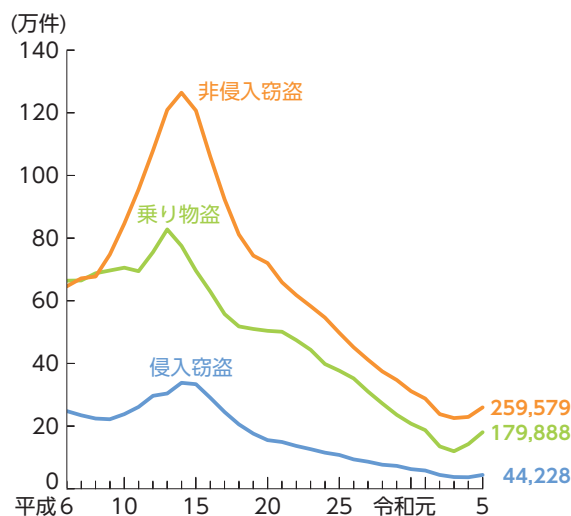
認知件数の推移（最近30年間）を態様別に見ると、1-1-2-3図①のとおりであり、手口別に見ると、1-1-2-3図②のとおりである。

令和5年は、自転車盗の認知件数が16万4,180件（前年比3万5,297件（27.4%）増）と、4年から2年連続で大きく増加した。また、万引きの認知件数も9万3,168件（同9,570件（11.4%）増）と、前年から増加した。

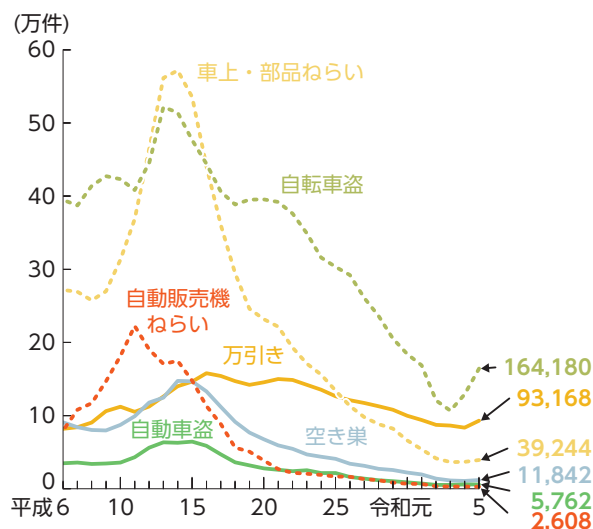
1-1-2-3図 窃盗 認知件数の推移（態様別、手口別）

(平成6年～令和5年)

① 態様別



② 手口別

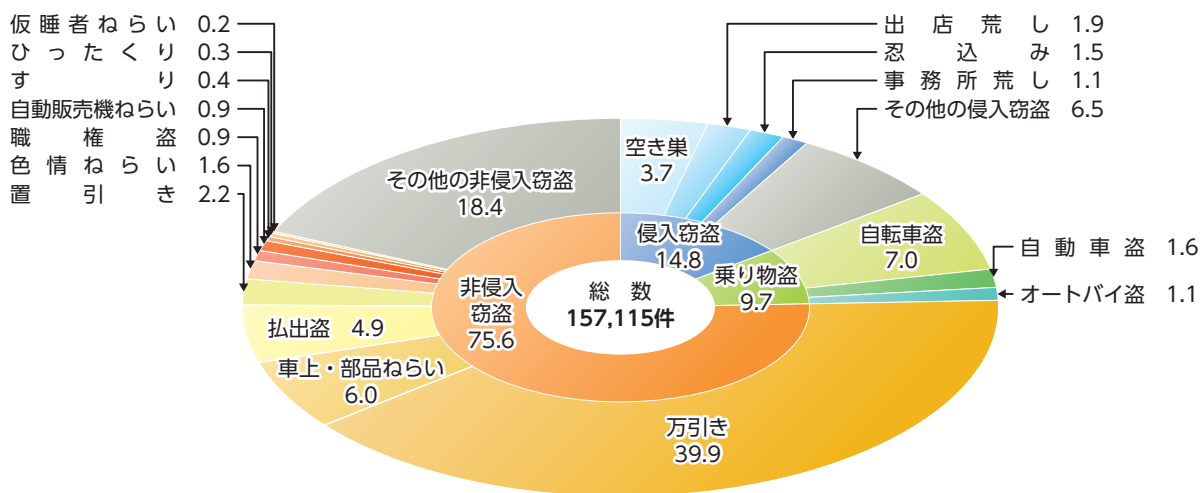


注 警察庁の統計による。

令和5年における窃盗の検挙件数の手口別構成比は、1-1-2-4図のとおりである（手口別の検挙件数については、CD-ROM 参照）。

1-1-2-4図 窃盗 検挙件数の手口別構成比

(令和5年)



注 1 警察庁の統計による。

2 「払出盗」は、不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用して ATM(CD を含む。) から現金を窃取するものをいう。

3 「職権盗」は、公務員等の身分を詐称し、捜査、検査等を装い、隙をみて金品を窃取するものをいう。

4 「その他の侵入窃盗」は、倉庫荒し、金庫破り、病院荒し等である。

5 「その他の非侵入窃盗」は、職場ねらい、工事場ねらい、さい銭ねらい等である。

令和5年の窃盗の検挙率を態様・手口別で見ると、侵入窃盗（52.4%）、非侵入窃盗（45.8%）、乗り物盗（8.4%）の順であったところ、非侵入窃盗のうち万引きは67.3%であった（警察庁の統計による。）。

2 不同意性交等・不同意わいせつ等

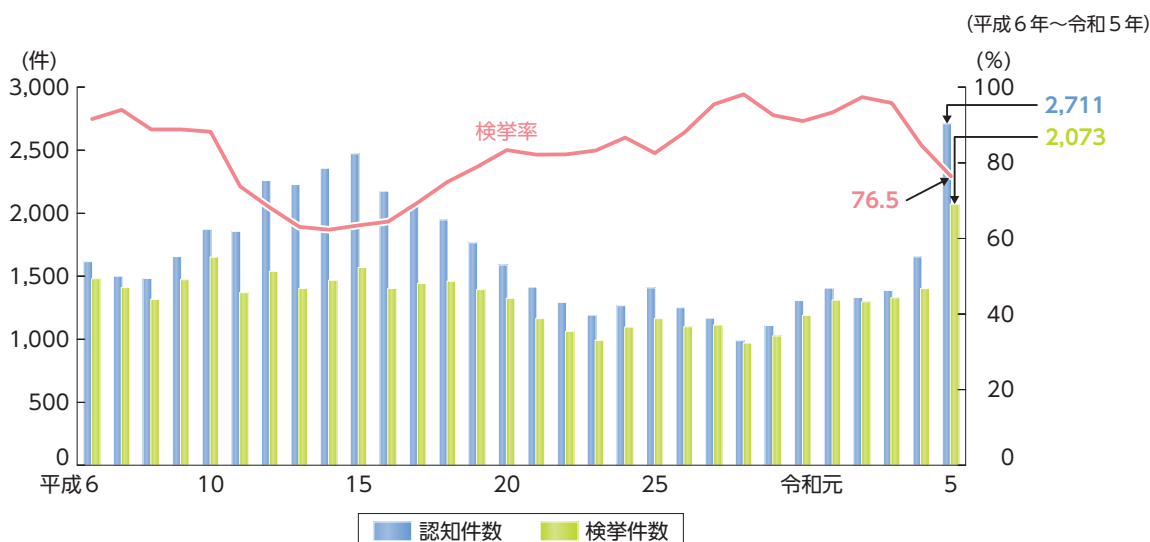
平成29年6月、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が成立し、同年7月に施行された。同法により、①従来の強姦が**強制性交等**に改められ、被害者の性別を問わなくなり、かつ、性交（姦淫）に加えて肛門性交及び口腔性交をも対象とし、法定刑の下限が引き上げられ、②**監護者わいせつ・監護者性交等**が新設され、18歳未満の者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じたわいせつ行為や性交等が処罰されることとなり、また、③強姦、強制わいせつ等（同法による改正前の刑法176条、177条及び178条に規定する罪）は親告罪であったが、これらの罪は、改正時に、監護者わいせつ・監護者性交等と共に、非親告罪とされた。

さらに、令和5年6月、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）及び**性的姿態撮影等処罰法**（令和5年法律第67号）が成立した。前記令和5年法律第66号により、強制わいせつ及び準強制わいせつ並びに強制性交等及び準強制性交等をそれぞれ統合し、それらの構成要件を改めて**不同意わいせつ**及び**不同意性交等**とするとともに、13歳以上16歳未満の者に対して当該者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者がわいせつな行為又は性交等をした場合に不同意わいせつ又は不同意性交等により処罰することを可能としたほか、16歳未満の者に対する**面会要求等**を新設するなどの処罰規定の整備等が行われた（同年7月13日施行。第2編第1章1項（3）参照）。

不同意性交等（前記平成29年法律第72号による改正前は強姦（準強姦を含む。）をいい、同改正後、前記令和5年法律第66号による改正前は強制性交等（準強制性交等を含む。）、前記強姦及び監護者性交等をいい、同改正後は不同意性交等、前記強制性交等、前記強姦及び監護者性交等をいう。）の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、**1-1-2-5図**のとおりである。認知件数は、平成9年から増加傾向を示し、15年に2,472件を記録した後、23年まで減少し続け、24・25年にやや増加したものの、26年から再び減少し、28年は昭和57年以降で最少の989件であった。その後、平成29年からは増加傾向を示し、令和5年は2,711件（前年比1,056件（63.8%）増）であり、うち女性を被害者とするものは2,611件であった（**6-1-3-1表**参照）。なお、前記平成29年法律第72号による改正によって対象が拡大した点及び前記令和5年法律第66号による改正によって構成要件が変更となった点には留意する必要がある。検挙件数も、平成15年に1,569件を記録した後、減少傾向にあったが、29年から増加傾向にあり、令和5年は2,073件（同672件（48.0%）増）であった。検挙率は、平成10年から低下し、14年に62.3%と戦後最低を記録した後は上昇傾向にあり、27年から令和3年まで、いずれの年も90%台と高水準で推移していたが、5年は前年に引き続き低下し、76.5%（同8.2pt低下）であった。

このうち、令和5年における、前記令和5年法律第66号による改正後の不同意性交等に限った認知件数は1,237件、検挙件数は579件（検挙率は46.8%）であった。また、監護者性交等の認知件数は103件、検挙件数は102件（検挙率は99.0%）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

1-1-2-5図 不同意性交等 認知件数・検挙件数・検挙率の推移

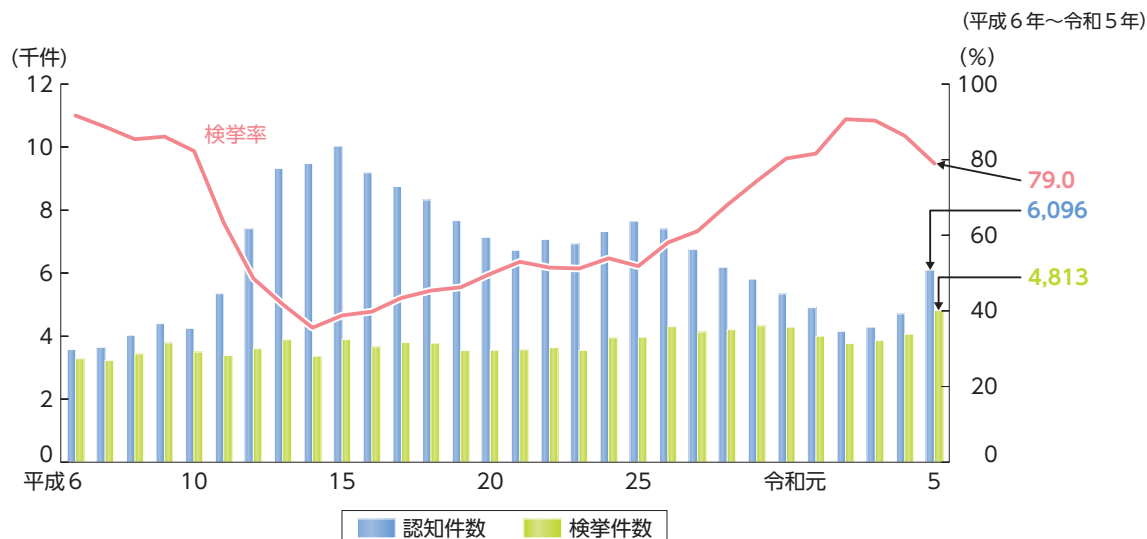


注 警察庁の統計による。

不同意わいせつ（前記平成29年法律第72号による改正前は強制わいせつ（準強制わいせつを含む。）をいい、同改正後、前記令和5年法律第66号による改正前は前記強制わいせつ及び監護者わいせつをいい、同改正後は不同意わいせつ、前記強制わいせつ及び監護者わいせつをいう。）の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、1-1-2-6図のとおりである。認知件数は、平成の初期から増加傾向にあったが、平成11年から13年にかけて前年比25.8～38.6%の勢いで増加し続け、15年には昭和41年以降で最多の1万29件を記録した。その後、平成21年まで減少し、22年から25年までは増加傾向にあり、26年から令和2年まで減少し続けていたが、3年に増加に転じ、5年は6,096件（前年比1,388件（29.5%）増）であった。なお、前記平成29年法律第72号による改正によって対象が縮小（口腔性交及び肛門性交が強制性交等の対象行為となった。）及び拡大（監護者わいせつが新設された。）した点並びに前記令和5年法律第66号による改正によって構成要件が変更となった点には留意する必要がある。検挙件数は、平成5年から25年までは3,000件台、26年から30年までは4,000件台前半、令和元年から3年までは3,000件台後半でそれぞれ推移していたが、4年は4,000件を超え、5年は4,813件（同751件（18.5%）増）であった。検挙率は、平成11年に前年比18.9pt、12年に同14.8pt低下し、14年には35.5%と昭和41年以降で最低を記録したが、その後は上昇傾向にあったところ、令和5年は79.0%（同7.3pt低下）であった（CD-ROM 参照）。

このうち、令和5年における、前記令和5年法律第66号による改正後の不同意わいせつに限った認知件数は2,733件、検挙件数は1,369件（検挙率は50.1%）であった。また、監護者わいせつの認知件数は121件、検挙件数は109件（検挙率は90.1%）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

1-1-2-6図 不同意わいせつ 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



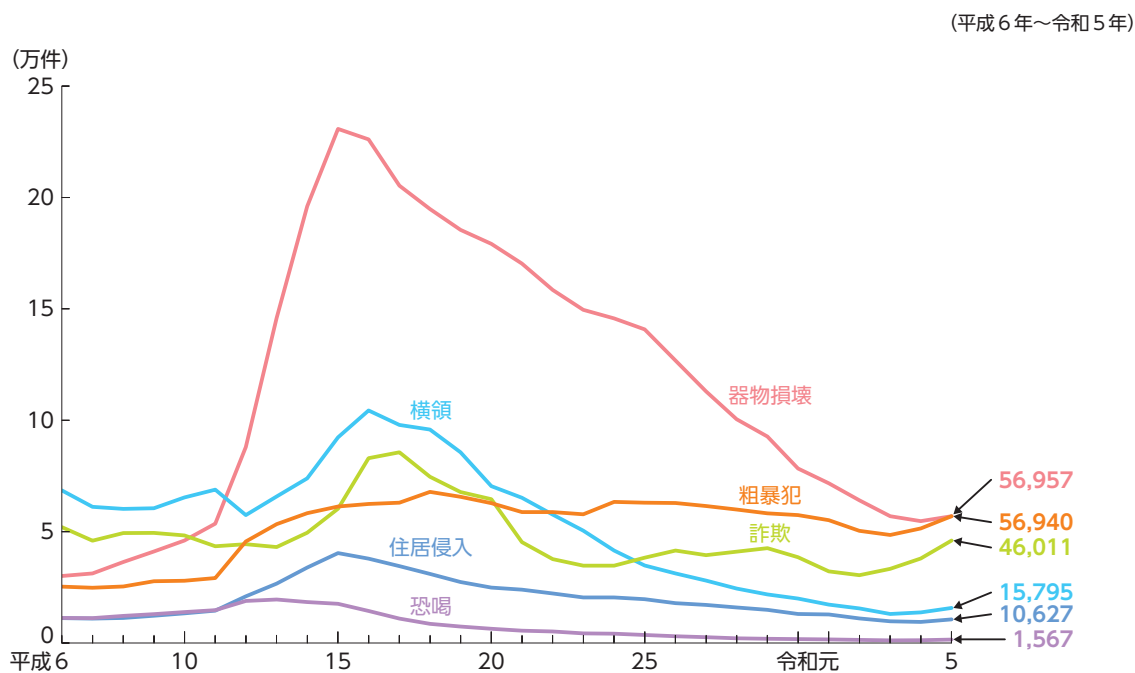
注 警察庁の統計による。

前記令和5年法律第66号による改正によって新設された16歳未満の者に対する面会要求等の認知件数は45件、検挙件数は19件であった（警察庁の統計による。）。また、前記令和5年法律第67号によって新設された性的姿態撮影等処罰法違反の認知件数は2,538件、検挙件数は1,296件であった（CD-ROM 資料1-2参照。性的姿態撮影等処罰法については、第2編第1章1項（3）参照）。

3 その他の刑法犯

窃盗及び不同意性交等・不同意わいせつを除く刑法犯について、主な罪名・罪種ごとに認知件数の推移（最近30年間）を見ると、1-1-2-7図のとおりである。

1-1-2-7図 その他の刑法犯 認知件数の推移（罪名・罪種別）



注 1 警察庁の統計による。

2 「粗暴犯」は、傷害、暴行、脅迫、凶器準備集合及び暴力行為等処罰法違反をいう。

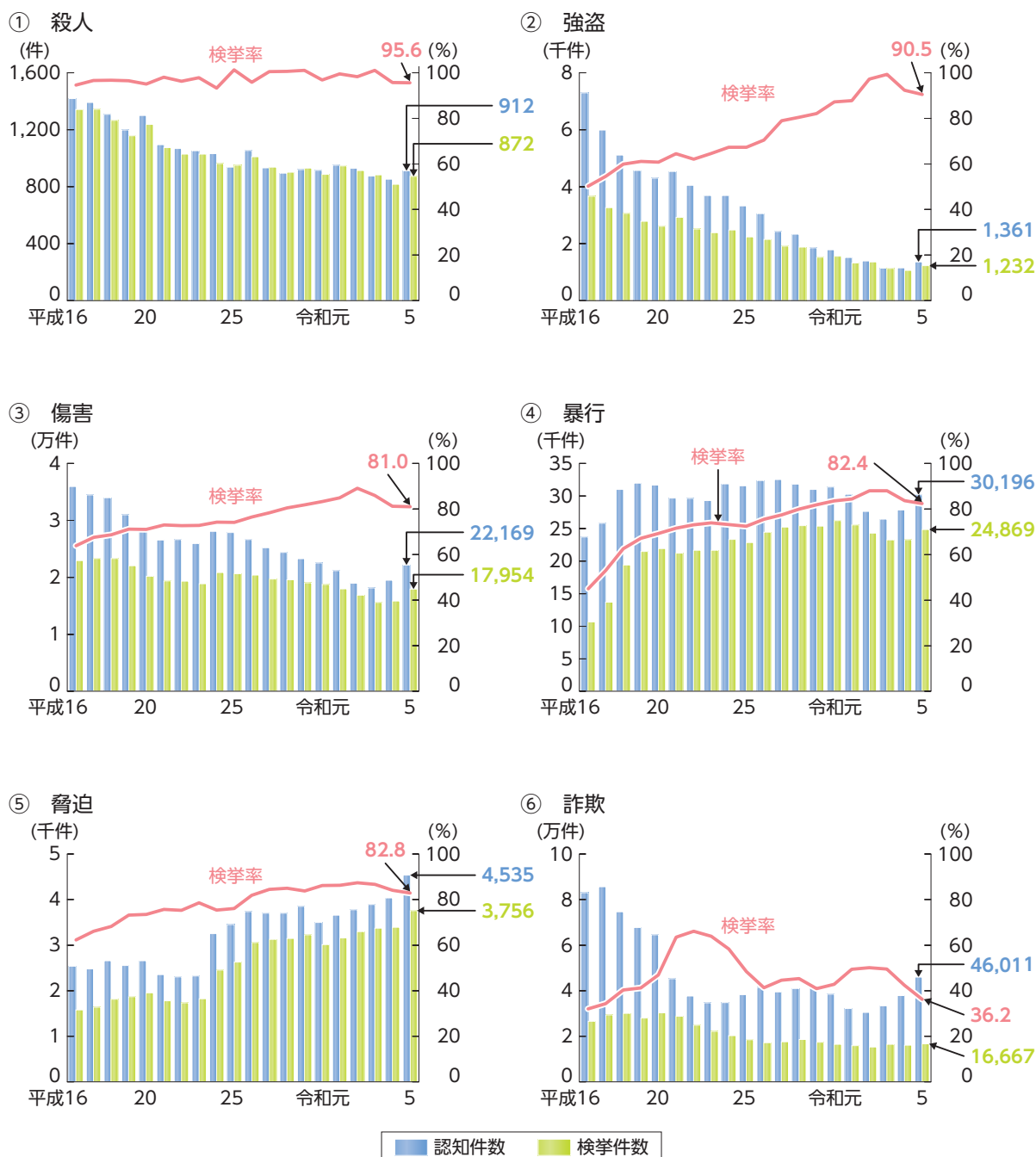
3 「横領」は、遺失物等横領を含む。

認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近20年間）を罪名別に見ると、**1-1-2-8図**のとおりである（詳細については、CD-ROM 資料**1-2**及び**1-3**参照）。

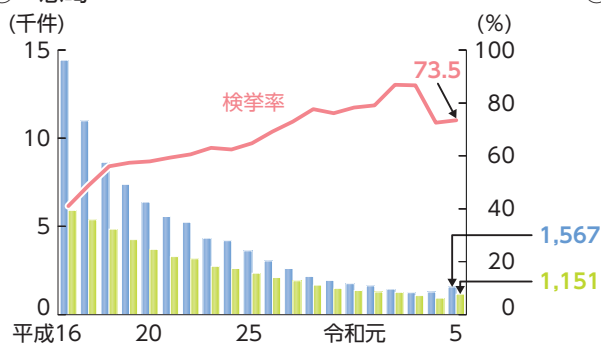
なお、盗品譲受け等、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、略取誘拐・人身売買、通貨偽造、文書偽造等及び賭博・富くじの認知件数等については CD-ROM 参照。

1-1-2-8図 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙率の推移（罪名別）

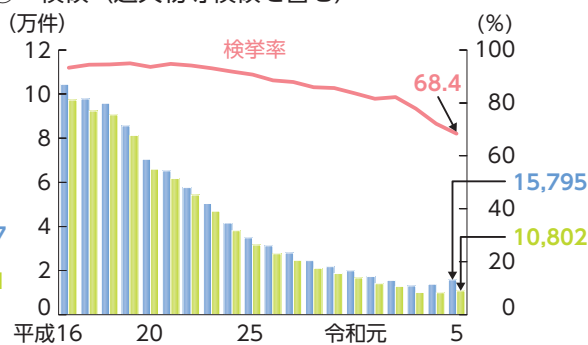
（平成16年～令和5年）



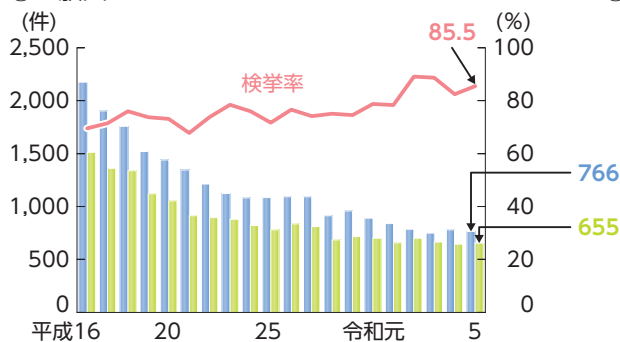
⑦ 恐喝



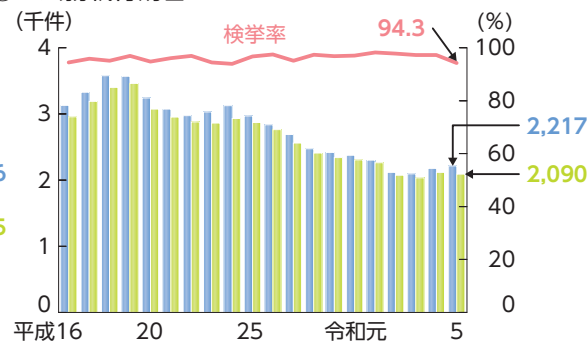
⑧ 横領 (遺失物等横領を含む)



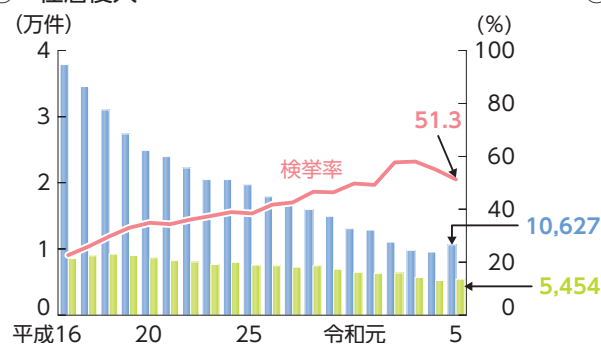
⑨ 放火



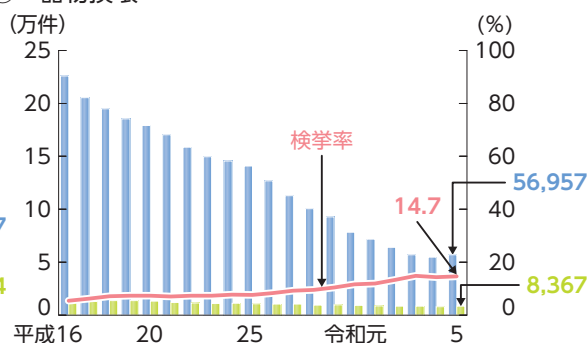
⑩ 公務執行妨害



⑪ 住居侵入



⑫ 器物損壊



■ 認知件数 ■ 検挙件数

注 警察庁の統計による。

(1) 殺人 (1-1-2-8図①)

殺人の認知件数は、平成16年から28年までは減少傾向にあり、その後はおおむね横ばいで推移し、令和3年から2年連続で戦後最少を更新したが、5年は増加し、912件（前年比59件（6.9%）増）であった。検挙率は、安定して高い水準（5年は95.6%）にある。

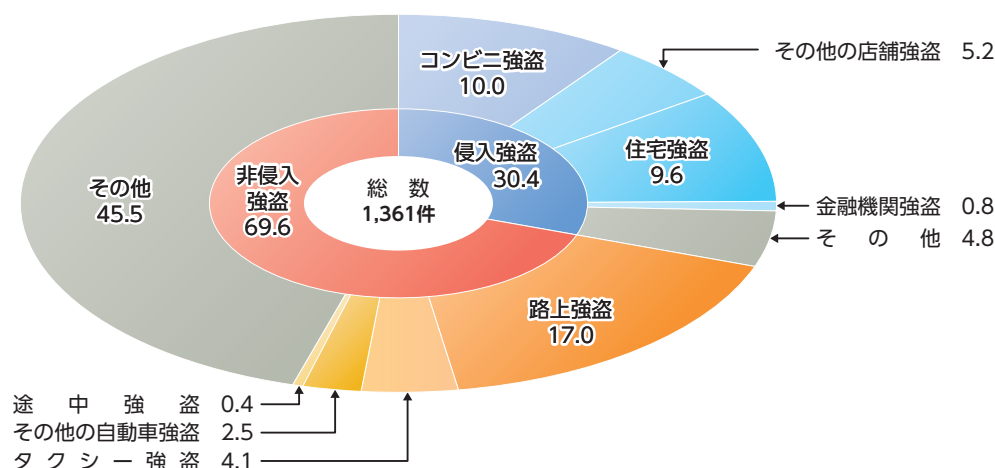
(2) 強盗 (1-1-2-8図②)

強盗の認知件数は、平成15年に昭和26年以降で最多の7,664件を記録した後、平成16年から減少傾向となり、令和3年には戦後最少を更新したものの、翌年から2年連続で増加し、5年は1,361件（前年比213件（18.6%）増）であった。検挙率は、平成17年から上昇傾向にあり、令和5年は90.5%（同1.8pt 低下）と2年連続で低下したものの、依然として高い水準にある。

令和5年における強盗の認知件数の手口別構成比は、1-1-2-9図のとおりである。

1-1-2-9図 強盗 認知件数の手口別構成比

(令和5年)



注 1 警察庁の統計による。

2 「タクシー強盗」及び「その他の自動車強盗」は、自動車に乗車中の者から自動車又は金品を強取するもの（暴行・脅迫を加えて運賃の支払を免れるものを含む。）をいう。

3 「途中強盗」は、金品を輸送中の者又は銀行等に預金に行く途中若しくは銀行等から払戻しを受けて帰る途中の者であることを知った上で、その者から金品を強取するものをいう。

(3) 傷害・暴行・脅迫 (1-1-2-8図③～⑤)

傷害の認知件数は、平成15年に3万6,568件を記録した後、16年から減少傾向にあったが、令和4年から2年連続で増加し、5年は2万2,169件（前年比2,655件（13.6%）増）であった。暴行の認知件数は、平成18年以降おおむね高止まりの状況にあり、2万9,000件台から3万2,000件台で推移した後、令和元年から減少傾向にあったが、5年は4年に引き続き増加し、3万196件（同2,347件（8.4%）増）であった。脅迫の認知件数は、平成12年以降2,000件台で推移していたところ、24年に大きく増加し、同年以降は3,000件台で推移していたが、令和4年は昭和43年以来54年ぶりに4,000件を上回り、令和5年は4,535件（同498件（12.3%）増）であった。検挙率は、いずれも、平成16年前後からおおむね上昇傾向にあり、令和5年は前年と比べて低下したものの、傷害は81.0%、暴行は82.4%、脅迫は82.8%と、依然として8割を超えている。

(4) 詐欺 (1-1-2-8図⑥)

詐欺の認知件数は、平成17年に昭和35年以降で最多の8万5,596件を記録した後、平成18年から減少に転じ、24年からは増加傾向を示していた。その後、30年から再び減少していたが、令和3年から増加しており、5年は4万6,011件（前年比8,083件（21.3%）増）であった。検挙率は、平成16年に32.1%と戦後最低を記録した後、17年から上昇に転じ、23年から26年までの低下を経て、その後は上昇傾向にあったが、令和3年から低下しており、5年は36.2%（同6.2pt低下）であった。

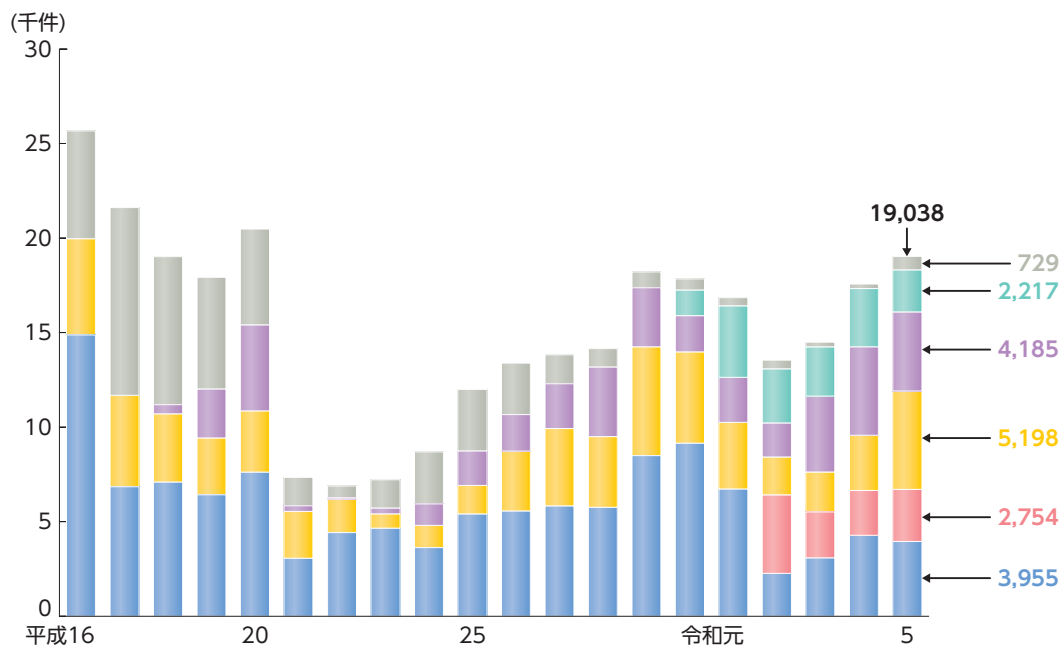
特殊詐欺（被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称。現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗（警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を窃取するもの）を含む。）の認知件数、検挙件数及び被害総額（現金被害額及び詐取又は窃取されたキャッシュカード等を使用してATMから引き出された額（以下「ATM引出し額」という。）の総額をいう。ただし、ATM引出し額については、平成21年以前は被害総額に含まれず、22年から24年までは、オレオレ詐欺に係るもののみを計上している。）の推移（統計の存在する平成16年以降）は、1-1-2-10図のとおりである（検挙人員及び検挙率については、CD-ROM参照）。主要な手口別で見ると、令和5年においては、架空料金請求詐欺（未払いの

料金があるなど架空の事実を口実とし、金銭等をだまし取る（脅し取る）もの）の認知件数が5,198件（前年比77.9%増）と最も多く、特殊詐欺の認知件数に占める割合は27.3%（同10.7pt増）、被害額は約140億円（同37.9%増）となっており、前年と比べていずれも増加している（警察庁刑事局の資料による。）。

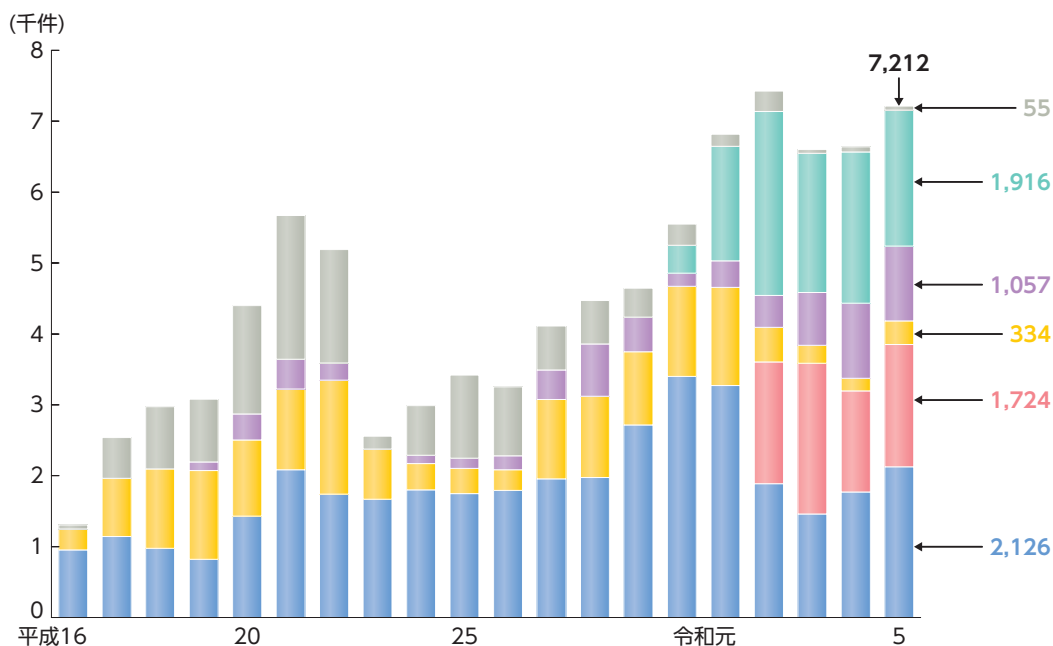
1-1-2-10図 特殊詐欺 認知件数・検挙件数・被害総額の推移

（平成16年～令和5年）

① 認知件数

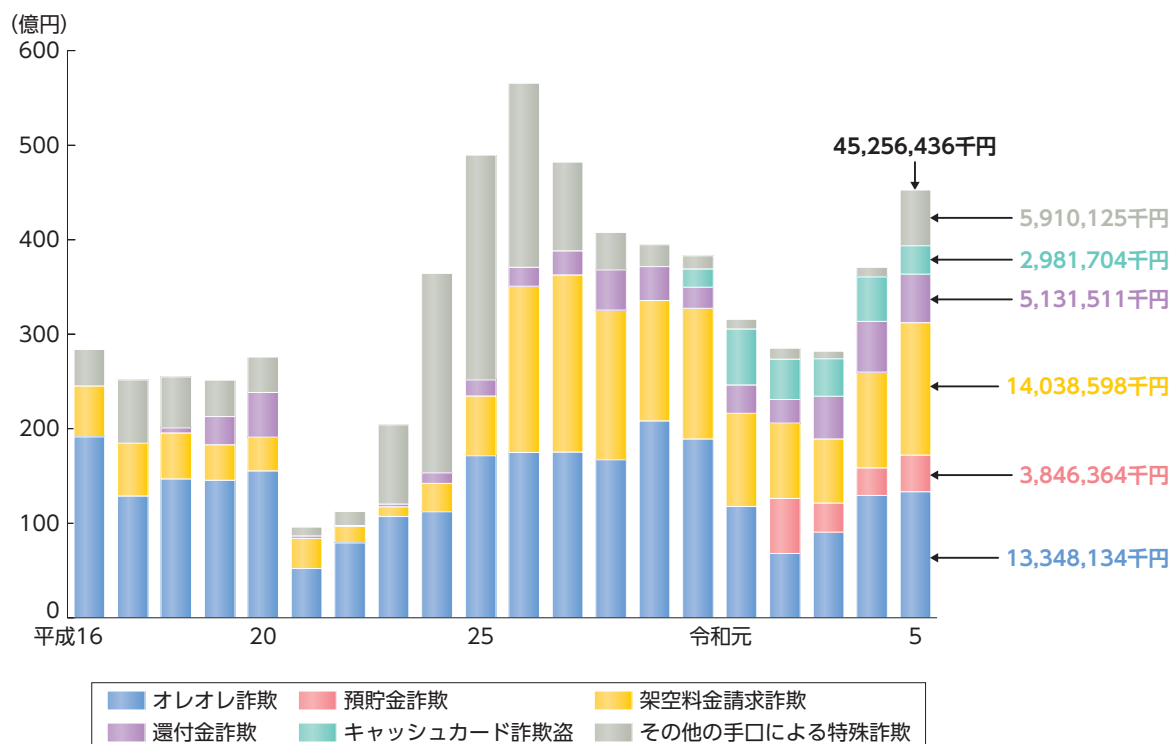


② 検挙件数



■ オレオレ詐欺 ■ 預貯金詐欺 ■ 架空料金請求詐欺
■ 還付金詐欺 ■ キャッシュカード詐欺盗 ■ その他の手口による特殊詐欺

③ 被害総額



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 「特殊詐欺」は、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称である。

3 「オレオレ詐欺」は、親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいい、平成16年から計上している。

4 「預貯金詐欺」は、親族、警察官、銀行協会職員等を装い、「あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続が必要である」等の名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る（脅し取る）ものをいい、従来オレオレ詐欺に包含されていた犯行形態を令和2年から新たな手口として分類し、計上している。

5 「架空料金請求詐欺」は、未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし、金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいい、平成16年から計上している。

6 「還付金詐欺」は、税金還付等に必要の手続を装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺事件又は詐欺事件をいい、平成18年から計上している。

7 「キャッシュカード詐欺盗」は、警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を窃取するものをいい、平成30年から計上している。

8 「その他の手口による特殊詐欺」は、平成16年から21年までは融資保証金詐欺であり、22年以降は融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺等である。

ただし、融資保証金詐欺を除く手口については、①及び③は平成22年2月から、②は23年1月から計上している。

9 「被害総額」は、現金被害額及び詐欺又は窃取されたキャッシュカード等を使用してATMから引き出された額の総額をいう。ただし、同キャッシュカード等を使用してATMから引き出された額については、平成21年以前は被害総額に含まれず、22年から24年まではオレオレ詐欺に係るもののみを計上している。

10 金額については、千円未満切捨てである。

(5) 恐喝 (1-1-2-8図⑦)

恐喝の認知件数は、平成13年に1万9,566件を記録した後、14年から減少し続けていたが、令和4年から2年連続で増加し、5年は1,567件（前年比277件（21.5%）増）であった。

(6) 横領 (1-1-2-8図⑧)

横領（遺失物等横領を含む。）の認知件数は、平成16年に戦後最多の10万4,412件を記録した後、17年から減少し続けていたが、令和4年から2年連続で増加し、5年は1万5,795件（前年比2,028件（14.7%）増）であった。

(7) 放火 (1-1-2-8図⑨)

放火の認知件数は、平成16年に2,174件を記録した後、17年から減少傾向にあり、令和5年は766件（前年比15件（1.9%）減）であった。

(8) 公務執行妨害 (1-1-2-8図⑩)

公務執行妨害の認知件数は、平成18年に戦後最多の3,576件を記録した後、19年から減少傾向にあったが、令和4年から2年連続で増加し、5年は2,217件（前年比41件（1.9%）増）であった。

(9) 住居侵入 (1-1-2-8図⑪)

住居侵入の認知件数は、平成15年に戦後最多の4万348件を記録した後、16年から減少傾向にあったが、令和5年は前年と比べて増加し、1万627件（前年比1,113件（11.7%）増）であった。

(10) 器物損壊 (1-1-2-8図⑫)

器物損壊の認知件数は、平成15年に23万743件を記録した後、16年から減少し続けていたが、令和5年は前年と比べて増加し、5万6,957件（前年比2,207件（4.0%）増）であった。検挙率は、平成16年から上昇傾向にあり、令和5年は14.7%（同0.3pt上昇）であったが、依然、刑法犯全体と比べて著しく低い。

コラム2 新型コロナウイルス感染症と刑法犯認知件数の推移

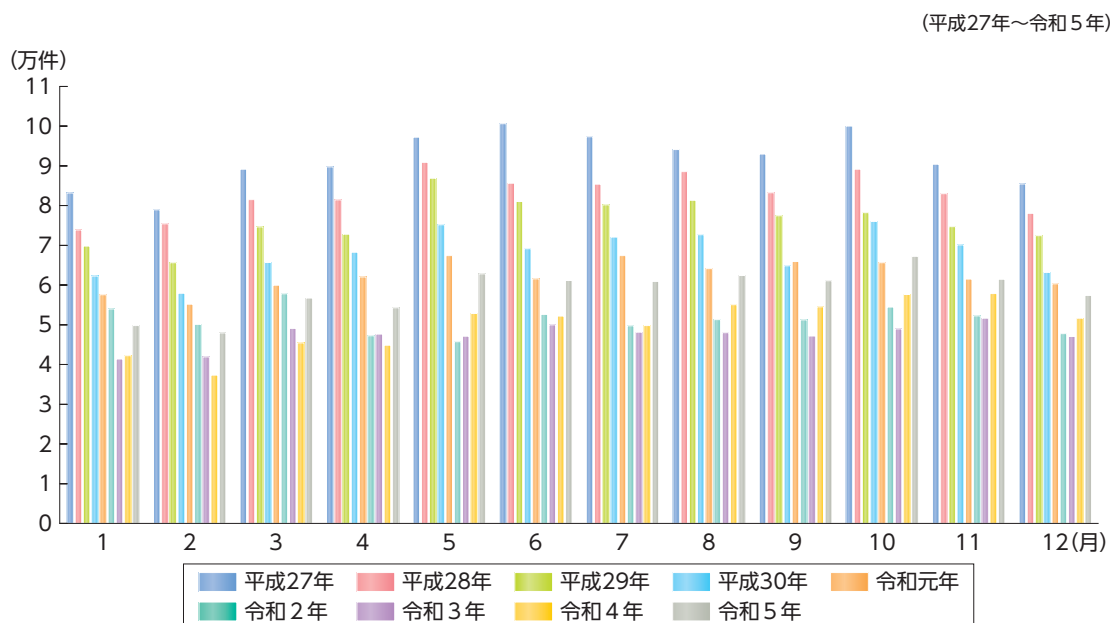
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、我が国においては、令和2年4月7日以降、合計3度にわたる新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下このコラムにおいて「緊急事態宣言」という。）が発出され、また、3年4月5日以降、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（以下このコラムにおいて「まん延防止等重点措置」という。）が全国41都道府県において実施され、移動を伴う行動の自粛を始めとする感染防止策が講じられた。その後、感染拡大状況等の変化に伴い、緊急事態宣言は3年9月30日までに、まん延防止等重点措置は4年3月21日までに、それぞれ全ての都道府県において終了した。

令和4年版犯罪白書では、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による外出自粛要請により、在宅人口が増加した一方で駅や繁華街の人流（人々の移動に伴う動き）が減少し、その結果、犯罪のターゲットとなる留守宅や通行人等が減少したことが令和2年及び3年における窃盗を始めとする刑法犯認知件数の減少理由の一つと考えられることを指摘した。また、令和5年版犯罪白書では、行動制限の緩和等により、人の移動が活発化し、その結果、犯罪発生の機会が増加したことが4年における刑法犯認知件数の増加理由の一つと考えられるとした上で、同年の刑法犯認知件数が依然として2年の水準を下回っている状況であったため、刑法犯認知件数が増加に転じたとは言い切れないと指摘したところである。その後、5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行され、法律に基づき行政が国民に対して様々な要請・関与をしていく仕組みは、個人の選択を尊重して国民の自主的な取組をベースとした対応に変わってきた。そこで、このコラムでは特に5年における刑法犯認知件数の月別の推移について、4年以前の動向と比較するなどして見ていくこととする。

いわゆるコロナ禍前の5年間（平成27年から令和元年まで）の動向との比較もできるよう、平成27年から令和5年までの刑法犯認知件数の総数の推移を月別に見ると、図4のとおりである。刑法犯認知件数は、戦後最少となった令和3年から2年連続して増加しており（1-1-1-1図参照）、月別では、5年の各月において、いずれも前年同月と比べて増加し、かつ、5年4月以降の各月において、いずれも2年の同月と比べても増加していた（2年同月比については、

5年4月から上昇（15.0％）に転じ、5月には37.3％と大きく上昇し、6月以降は16～23％で推移した。）。一方、元年以前との比較においては、5年5月以降、一貫して元年同月の件数の9割を超え、特に10月は元年同月の件数を上回っており、年単位で見ると、元年の水準の94.0％まで近づいていた。

■ 図4 刑法犯 認知件数の推移（月別）



令和5年における刑法犯の認知件数を罪種別（窃盗、暴行、傷害等）に見ると、最も件数の多い窃盗のうち、乗り物盗は、各月において、前年同月と比べて増加しており、特に4月までは前年同月比でおおむね40～50％の増加であり、年単位で見ると、元年の水準の96.1％であった。非侵入窃盗も、各月において、前年同月と比べて増加し、年単位で見ると、元年の水準の90.2％であった。侵入窃盗も、各月において、前年同月と比べて増加しており、特に1月から7月及び10月は前年同月比でおおむね20～40％の増加であり、年単位で見ると、前年比で7,640件増加し、元年の水準の8割を下回るものの、2年の水準を超えていた。窃盗以外について見ると、暴行及び傷害も、各月において、前年同月と比べて増加しており、年単位で見ると、暴行は元年と同程度の水準であり、傷害は元年を上回った。強盗は、10月を除く各月において、前年同月と比べて増加し、年単位で見ると、元年の水準の90.1％であった。不同意性交等及び不同意わいせつは、前年同月と比べると、7月以降の各月において、大幅に増加しており、このうち不同意性交等は、7月以降の前年同月比でおおむね70～120％で推移し、年単位で見ると、元年の約2倍であった。また、不同意わいせつは、7月以降の前年同月比で30～60％の増加であり、年単位で見ると、元年の約1.2倍であった。詐欺は、各月において、前年同月と比べて増加し、7月までは前年同月比でおおむね30～40％の増加であり、年単位で見ると、5年は平成27年以降で最多となった。他方、殺人及び放火は、令和4年以前と比較しても、特徴的な増減は見られなかった（CD-ROM 参照）。

以上のとおり、令和5年における月別の刑法犯認知件数は、各月において、前年同月と比べ

て増加しているところ、前記のとおり、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行され、人の移動がより活発化したことがその増加理由の一つとして考えられる。認知件数を罪種別に見ても、例えば、乗り物盗及び侵入窃盗の大幅な増加や、暴行及び傷害の増加などは、人流が更に増加し、4年以上に人の移動が活発になり、犯罪発生の機会が増加したことが、その一因となったと言えそうである。なお、不同意性交等及び不同意わいせつの増加は、人流の更なる増加に加え、5年7月13日に施行された刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）により、構成要件の一部が変更されたこと（第2編第1章1項（3）参照）や、政府として性犯罪の被害申告・相談をしやすい環境の整備を強力に推進してきたこと等の情勢の変化が、その一因となっているものと推認される。一方、刑法犯認知件数を年単位で見ると、5年は依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まる前である元年の水準を下回っているものの、刑法犯認知件数は、元年の水準に一層近づいており、各地域における人流が新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準まで戻りつつあることが示唆されたと言える。

第2章 特別法犯

第1節 主な統計データ

令和5年における特別法犯の主な統計データは、次のとおりである。

令和5年の主な統計データ（特別法犯）

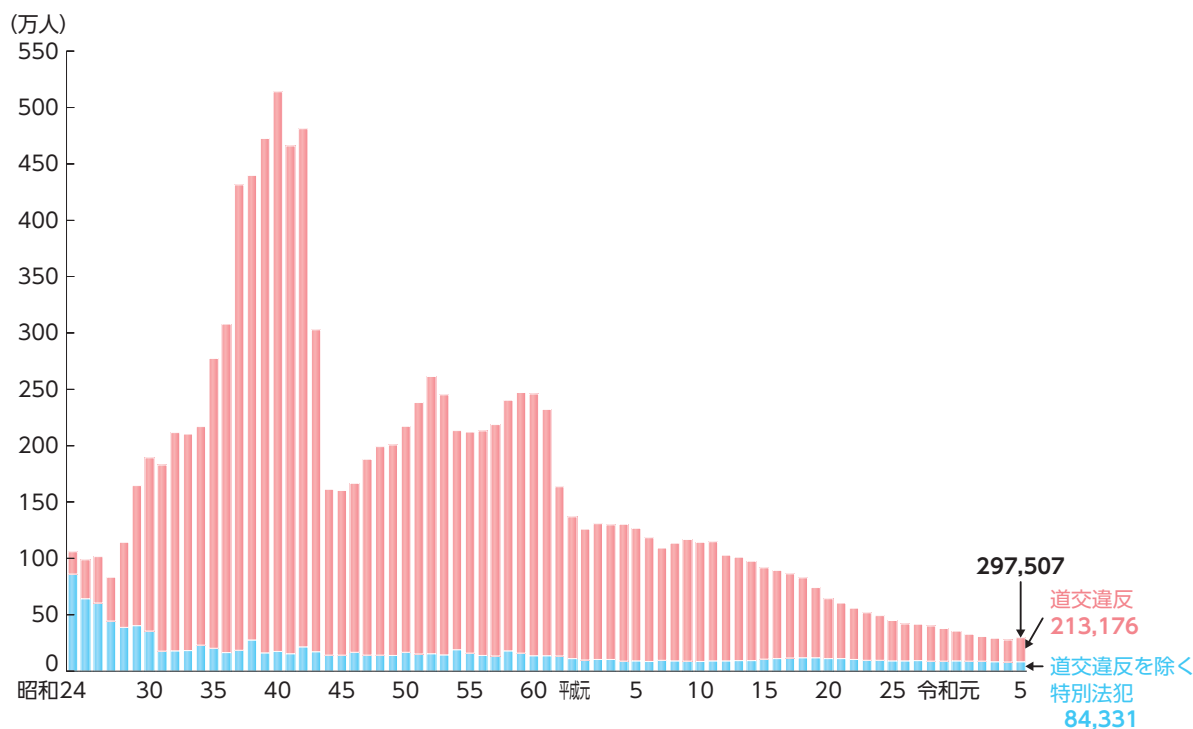
	検察庁新規受理人員	（構成比）	（前年比）
① 道路交通法違反	212,310人	(71.4%)	(+17,520人、 +9.0%)
② 覚醒剤取締法違反	9,683人	(3.3%)	(-181人、 -1.8%)
③ 大麻取締法違反	9,395人	(3.2%)	(+1,628人、 +21.0%)
④ 軽犯罪法違反	7,327人	(2.5%)	(-224人、 -3.0%)
⑤ 入管法違反	6,736人	(2.3%)	(+2,041人、 +43.5%)
⑥ 廃棄物処理法違反	6,384人	(2.1%)	(-468人、 -6.8%)
⑦ 銃刀法違反	5,229人	(1.8%)	(-237人、 -4.3%)
⑧ 犯罪収益移転防止法違反	3,078人	(1.0%)	(+203人、 +7.1%)
⑨ 児童買春・児童ポルノ禁止法違反	2,969人	(1.0%)	(-180人、 -5.7%)
⑩ 自動車損害賠償保障法違反	2,670人	(0.9%)	(+52人、 +2.0%)
その他	31,726人	(10.7%)	
総 数	297,507人	(100.0%)	(+21,567人、 +7.8%)
	【平成16年 総数】		【平成16年比】
	893,258人		[-595,751人、 -66.7%]

注 検察統計年報による。

特別法犯の検察庁新規受理人員の推移（昭和24年以降）は、[1-2-1-1図](#)のとおりである（罪名別の人員については、CD-ROM 資料[1-4](#)参照）。その人員は、特別法犯全体では、43年に交通反則通告制度が施行されたことにより大幅に減少した後、50年代は200万人台で推移していたが、62年に同制度の適用範囲が拡大された結果、再び大幅に減少した。その後は減少傾向にあり、平成18年からは昭和24年以降における最少を記録し続けていたが、令和5年は増加した。他方、道交違反を除く特別法犯では、平成20年から緩やかな減少傾向にあったが、令和5年は8万4,331人（前年比4,080人（5.1%）増）であった（CD-ROM 参照）。

1-2-1-1 特別法犯 検察庁新規受理人員の推移

(昭和24年～令和5年)



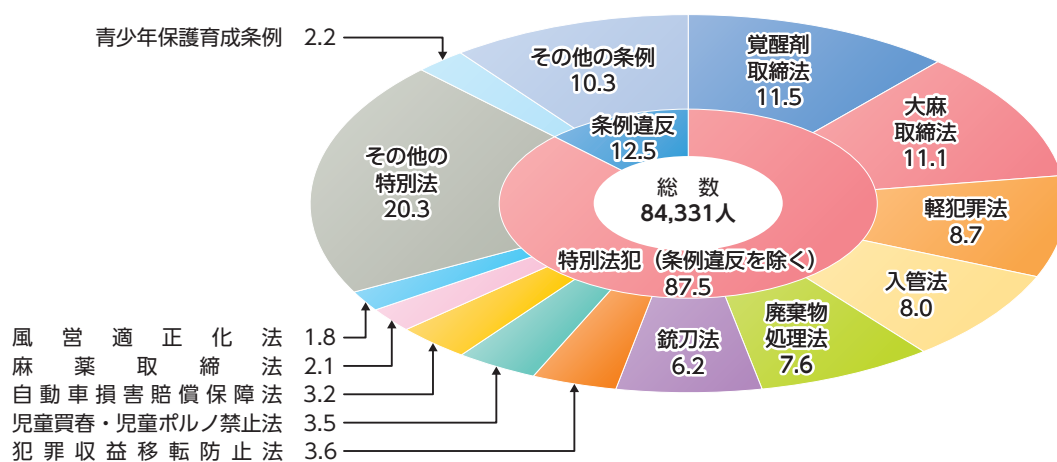
注 1 刑事統計年報及び検察統計年報による。

2 「道交違反」は、道路交通法（昭和35年法律第105号）による廃止前の道路交通取締法（昭和22年法律第130号）及び同法施行令（昭和28年政令第261号）、同法による廃止前の自動車取締令（昭和8年内務省令第23号）並びに昭和28年総理府令第54号による廃止前の道路交通取締令（昭和22年内務省令第40号）の各違反を含む。

令和5年における道交違反を除く特別法犯の検察庁新規受理人員の罪名別構成比は、1-2-1-2図のとおりである。

1-2-1-2 特別法犯 検察庁新規受理人員の罪名別構成比

(令和5年)



注 1 検察統計年報による。

2 道交違反を除く。

なお、参考として、その他の条例違反に関し、各都道府県が「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」等の名称で制定している、いわゆる迷惑防止条例について、その中で禁止されている行為のうち痴漢事犯と盗撮事犯に着目し、その検挙件数を見る。

電車内等におけるいわゆる痴漢事犯は、迷惑防止条例に違反する痴漢行為や不同意わいせつ等として検挙される。迷惑防止条例違反に該当する痴漢行為の検挙件数（電車内以外で行われたものを含む。）は、平成27年以降2,700～3,200件台で推移していたところ、令和2年（1,915件）に大きく減少（前年比874件（31.3%）減）したが、4年からは再び2,200件台まで増加し、5年は2,254件（同21件（0.9%）増）であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

また、迷惑防止条例違反に該当する盗撮事犯の検挙件数は、令和2年は4,000件台、3年からは5,000件台と、増加傾向にあったところ、5年は5,730件（前年比7件減）であった（警察庁生活安全局の資料による。）。なお、5年7月に施行された性的姿態撮影等処罰法により、性的姿態等撮影罪が規定された点には留意が必要である（本編第1章第2節2項及び第2編第1章1項（3）参照）。

第2節 ■ 主な特別法犯

主な特別法犯の検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）は、**1-2-2-1図**のとおりである。なお、交通犯罪、薬物犯罪、財政経済犯罪及びサイバー犯罪については、第4編第1、2、4及び5の各章をそれぞれ参照。

銃刀法違反は、平成21年（6,989人）をピークに一時減少傾向となったが、24年以降はおおむね横ばいとなっており、令和5年は5,229人（前年比4.3%減）であった（CD-ROM資料**1-4**参照）。なお、3年6月、同法が改正され（令和3年法律第69号）、人の生命に危険を及ぼし得る威力を有するクロスボウについて、所持の禁止の対象とするとともに、所持許可制に関する規定を整備し、不法所持に対する罰則の新設等が行われた（4年3月施行）。

廃棄物処理法違反は、平成19年（8,879人）をピークに20年以降は7年連続で減少し、27年以降はおおむね横ばいで推移していたが、令和2年及び3年は7,600人台に増加し、4年からは再び7,000人を下回り、5年は6,384人（前年比6.8%減）であった（CD-ROM資料**1-4**参照）。

風営適正化法違反は、平成19年（4,900人）をピークに減少傾向にあったが、令和5年は1,477人（前年比14.1%増）であった（CD-ROM資料**1-4**参照）。

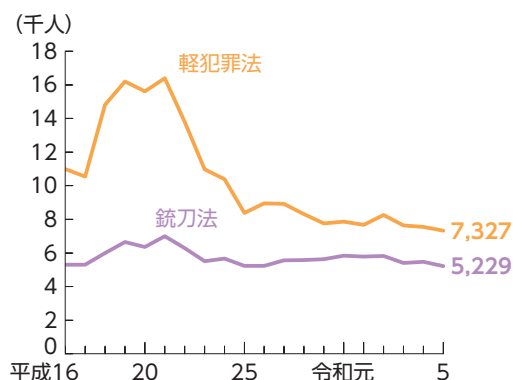
児童買春・児童ポルノ禁止法違反は、平成11年の同法施行後増加傾向にあり、29年以降は3,000～3,500人台で推移していたが、令和5年はやや減少し、2,969人（前年比5.7%減）であった（CD-ROM資料**1-4**参照）。

なお、配偶者暴力防止法違反については第4編第6章第2節、ストーカー規制法違反及びいわゆるリベンジポルノ等の行為を処罰することなどを内容とする私事性的画像被害防止法違反については同章第3節をそれぞれ参照。

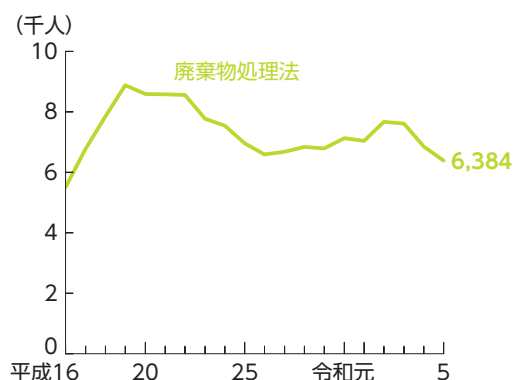
1-2-2-1 主な特別法犯 検察庁新規受理人員の推移

(平成16年～令和5年)

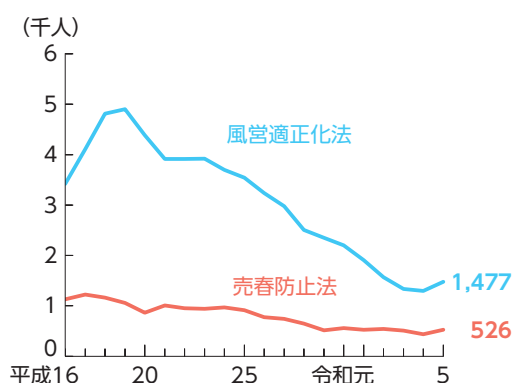
① 保安関係



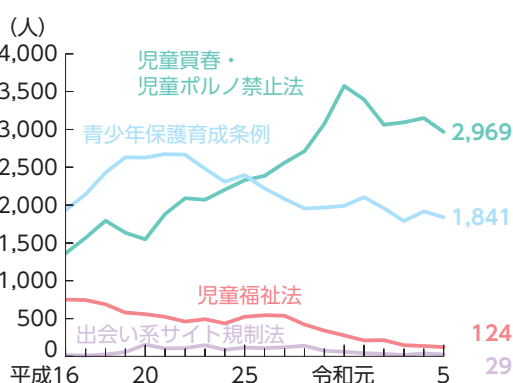
② 環境関係



③ 風紀関係



④ 児童買春・児童ポルノ禁止法等



注 検察統計年報による。

令和5年における**公職選挙法**(昭和25年法律第100号)違反の検察庁新規受理人員は、前年の224人から479人に増加した(CD-ROM 資料1-4参照)。

令和5年における公職選挙法違反の検挙人員(警察が検挙した者に限る。)は、前年の194人から349人に増加した。違反態様別に見ると、「買収、利害誘導」が240人(68.8%)と最も多く、次いで、「詐偽登録、虚偽宣言等、詐偽投票、投票の偽造・増減、代理投票における記載義務違反」が35人(10.0%)、「選挙の自由妨害」が19人(5.4%)、「文書図画に関する制限違反」が14人(4.0%)、「寄附に関する制限違反」が10人(2.9%)の順であった(警察庁の統計による。)

なお、令和2年6月には、公職選挙法が改正され(令和2年法律第41号)、住所要件を満たさない者の立候補を抑止するため、地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に「当該選挙の期日において住所要件を満たす者であると見込まれること」が追加され、前記宣誓内容に虚偽があった場合についても処罰対象とされた(同年9月施行)。

第3章 諸外国における犯罪動向

第1節 諸外国における犯罪

この節では、韓国、フランス、ドイツ、英国（イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。以下この節において同じ。）及び米国の5か国の犯罪動向を紹介し、我が国と対比する。

統計資料については、**国際連合（国連）薬物・犯罪事務所（UNODC：United Nations Office on Drugs and Crime）**（注1）が実施し、公表しているデータ（dataUNODC）を使用する（注2）。UNODCの犯罪情勢等に関する調査（UN-CTS：United Nations Survey of Crime Trends and Operations of Criminal Justice Systems）においては、各犯罪を定義した上で、共通の調査票を用いて各国に照会し、回答を集計して、各国の犯罪情勢等に関する指標として公表する手法が採られている。UN-CTSで用いられている各犯罪の定義と各国における各犯罪の定義とは必ずしも一致しないため、各国がUN-CTSの犯罪の定義とは異なる定義により集計した数値を回答し、UN-CTSの統計数値として公表されることがあり得ること、各国における統計の取り方や精度は必ずしも同一ではないこと、限られた犯罪の発生件数等から各国の犯罪動向を即断することはできないことなど、留意すべき点はあるものの、これらの国の近年の犯罪指標の推移を示すことは、国際的な犯罪情勢を考察する上で参考となるものと考えられる。

本白書では、犯罪情勢を検討する上で重要な犯罪類型である殺人、窃盗及び性暴力（注3）について、前記5か国と我が国の犯罪指標の推移を掲載する（なお、本白書作成時点において入手かつ対比可能であった各年の数値を掲載しており、その範囲は犯罪ごとに異なる。また、UN-CTSの調査票では、各国は以前に回答した数値を修正することが可能であり、数値の変更が少なくないことや今後も数値の変更があり得ることに留意する必要がある。）。

注1 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）は、不正薬物及び犯罪に関する調査・分析、国連加盟国の不正薬物・犯罪・テロリズムに関する各条約の締結・実施及び国内法整備の支援、国連加盟国に対する不正薬物・犯罪・テロ対策における能力向上のための技術協力の提供等を行うほか、国連経済社会理事会の機能委員会である麻薬委員会、犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）（第2編第6章第1節参照）等の事務局を務めている。

注2 dataUNODCから入手できなかった数値のうち日本の数値については、**1-3-1-2表**及び**1-3-1-3表**の各表の脚注1のとおりである。

注3 従前掲載していた強盗については、dataUNODCから数値を入手できなかったため、掲載していない。

1 殺人

この項でいう「殺人」とは、dataUNODCにおける「Victims of intentional homicide」をいう。各国における「殺人」の発生件数及び発生率（人口10万人当たりの発生件数をいう。以下この節において同じ。）の推移（令和3年（2021年）までの最近5年間）を見ると、**1-3-1-1表**のとおりである。

1-3-1-1表 各国における殺人の発生件数・発生率の推移

(2017年～2021年)

① 日本

年次	発生件数	発生率
2017年	306	0.2
2018	334	0.3
2019	319	0.3
2020	318	0.3
2021	285	0.2

② 韓国

年次	発生件数	発生率
2017年	301	0.6
2018	309	0.6
2019	297	0.6
2020	308	0.6
2021	270	0.5

③ フランス

年次	発生件数	発生率
2017年	710	1.1
2018	696	1.1
2019	753	1.2
2020	692	1.1
2021	734	1.1

④ ドイツ

年次	発生件数	発生率
2017年	813	1.0
2018	788	1.0
2019	623	0.7
2020	782	0.9
2021	695	0.8

⑤ 英国

年次	発生件数	発生率
2017年	780	1.2
2018	728	1.1
2019	771	1.2
2020	637	0.9
2021	758	1.1

⑥ 米国

年次	発生件数	発生率
2017年	17,294	5.2
2018	16,374	4.9
2019	16,669	5.0
2020	21,570	6.4
2021	22,941	6.8

注 1 dataUNODC（令和6年（2024年）7月1日確認）及び国連経済社会局人口部の世界人口推計2022年版（World Population Prospects 2022）による。

2 「殺人」は、dataUNODCにおける「Victims of intentional homicide」をいう。

3 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口（各年7月1日時点の推計値）10万人当たりの発生件数である。

4 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

2 窃盗

この項でいう「窃盗」とは、dataUNODCにおける「Burglary」（「侵入盗」）と「Theft」（「侵入盗以外の窃盗」）の二つの類型をいう。各国における各類型の発生件数及び発生率の推移（令和3年（2021年）までの最近5年間）を手口別に見ると、**1-3-1-2表**のとおりである。

1-3-1-2表 各国における窃盗の発生件数・発生率の推移

(2017年～2021年)

① 日本

年次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗		自動車盗
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)	
2017年	73,122	(57.7)	582,376	(459.8)	30,397 (24.0)
2018	62,745	(49.7)	519,396	(411.4)	23,920 (18.9)
2019	57,808	(46.0)	474,757	(377.4)	18,398 (14.6)
2020	44,093	(35.2)	373,198	(298.0)	14,228 (11.4)
2021	37,240	(29.9)	344,529	(276.5)	12,751 (10.2)

② 韓国

年次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗		自動車盗
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)	
2017年	35,681	(69.3)	183,757	(356.7)	2,733 (5.3)
2018	32,710	(63.3)	176,809	(342.1)	2,707 (5.2)
2019	30,853	(59.6)	186,957	(360.9)	2,652 (5.1)
2020	25,675	(49.5)	179,517	(346.3)	2,771 (5.3)
2021	21,026	(40.6)	166,409	(321.1)	2,404 (4.6)

③ フランス

年次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗		自動車盗
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)	
2017年	382,828	(596.8)	874,768	(1,363.8)	...
2018	355,283	(552.7)	859,978	(1,337.9)	...
2019	334,519	(519.4)	1,440,130	(2,236.2)	...
2020	279,437	(433.4)	1,144,181	(1,774.5)	...
2021	269,431	(417.5)	1,180,970	(1,830.1)	...

④ ドイツ

年次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗		自動車盗
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)	
2017年	365,182	(442.0)	1,156,422	(1,399.6)	54,114 (65.5)
2018	326,409	(393.8)	1,082,478	(1,305.8)	50,440 (60.8)
2019	311,231	(374.3)	1,025,321	(1,233.1)	48,557 (58.4)
2020	298,357	(358.0)	931,793	(1,118.2)	42,906 (51.5)
2021	243,174	(291.5)	835,368	(1,001.5)	39,172 (47.0)

⑤ 英国

年次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗		自動車盗
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)	
2017年	459,600	(695.7)	1,682,954	(2,547.4)	118,456 (179.3)
2018	443,035	(666.9)	1,703,875	(2,564.8)	126,516 (190.4)
2019	403,071	(603.6)	...	...	127,385 (190.8)
2020	281,905	(420.4)	...	...	100,610 (150.0)
2021	278,497	(413.9)	...	...	120,215 (178.7)

⑥ 米国

年次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗		自動車盗
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)	
2017年	1,397,000	(423.6)	5,513,000	(1,671.7)	772,900 (234.4)
2018	1,230,100	(370.4)	5,217,100	(1,570.8)	748,800 (225.4)
2019	1,117,700	(334.3)	5,086,100	(1,521.3)	721,900 (215.9)
2020	...	...	...	...	...
2021	906,944	(269.1)	4,636,575	(1,375.8)	907,601 (269.3)

- 注 1 「発生件数」は、dataUNODC（令和6年（2024年）7月1日確認）による。ただし、dataUNODCから数値が入手できなかった2017年及び2018年の「日本」の「発生件数」の数値は、警察庁刑事局の資料による。
- 2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計2022年版（World Population Prospects 2022）による。
- 3 dataUNODCによる場合、「侵入盗」は同資料における「Burglary」を、「侵入盗以外の窃盗」は同資料における「Theft」を、「自動車盗」は同資料における「Theft of a motorized vehicle」を、それぞれいう。
- 4 「日本」の「侵入盗以外の窃盗」は自転車盗を含み、「侵入盗」と「侵入盗以外の窃盗」の合計は、1-1-1-1図④の窃盗の認知件数と一致する。
- 5 「日本」の「自動車盗」はオートバイ盗を含み、車上・部品ねらいを含まない。
- 6 () 内は、発生率（前記人口推計に基づく人口（各年7月1日時点の推計値）10万人当たりの発生件数）である。
- 7 dataUNODC又は警察庁刑事局の資料において、「発生件数」の数値が入手可能であった年につき、「発生件数」及び「発生率」を示している。
- 8 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

3 性暴力

この項でいう「性暴力」とは、dataUNODCにおける「Sexual violence」をいう。各国における「性暴力」の発生件数及び発生率の推移（令和3年（2021年）までの最近5年間）を見ると、**1-3-1-3表**のとおりである。なお、性犯罪については、一般に暗数が多いとされており、発生件数（認知件数）の統計のみによる比較には一定の制約があることに留意する必要がある。

1-3-1-3表 各国における性暴力の発生件数・発生率の推移

(2017年～2021年)

① 日本

年 次	発生件数	発生率
2017年	6,918	5.5
2018	6,647	5.3
2019	6,305	5.0
2020	5,486	4.4
2021	5,671	4.6

② 韓国

年 次	発生件数	発生率
2017年	24,110	46.8
2018	23,478	45.4
2019	23,537	45.4
2020	21,717	41.9
2021	20,277	39.1

③ フランス

年 次	発生件数	発生率
2017年	39,690	61.9
2018	47,475	73.9
2019	55,223	85.8
2020	57,828	89.7
2021	76,594	118.7

④ ドイツ

年 次	発生件数	発生率
2017年	34,815	42.1
2018	40,585	49.0
2019	40,724	49.0
2020	41,079	49.3
2021	41,790	50.1

⑤ 英国

年 次	発生件数	発生率
2017年	166,104	251.4
2018	178,347	268.5
2019	180,385	270.1
2020	178,905	266.8
2021	165,952	246.7

⑥ 米国

年 次	発生件数	発生率
2017年	135,666	41.1
2018	143,765	43.3
2019	143,224	42.8
2020	126,430	37.6
2021	140,776	41.8

- 注 1 「発生件数」は、dataUNODC（令和6年（2024年）7月1日確認）による。ただし、dataUNODCから数値が入手できなかった2017年から2019年までの「日本」の「発生件数」は、警察庁刑事局の資料による。
- 2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計2022年版（World Population Prospects 2022）による。
- 3 「性暴力」は、dataUNODCによる場合は、同資料における「Sexual violence (Rape, Sexual assault and Other acts of sexual violence)」をいう。ただし、米国については、同資料における「Sexual violence (Rape)」のみのデータである。
- なお、「日本」の「性暴力」は、強制性交等（監護者性交等及び強姦を含む。）及び強制わいせつ（監護者わいせつを含む。）をいう。
- 4 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口（各年7月1日時点の推計値）10万人当たりの発生件数である。
- 5 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

第2節 ■ 国外における日本人の犯罪

日本人の出国者数は、令和元年（2019年）は2,008万669人であったところ、令和2年（2020年）は317万4,219人（前年比84.2%減）、令和3年（2021年）は51万2,244人（同83.9%減）と2年連続で大きく減少したが、その後は増加に転じ、令和4年（2022年）は277万1,770人（同441.1%増）、令和5年（2023年）は962万4,158人（同247.2%増）であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

在外公館が邦人援護業務を通じて把握した国外における日本人による犯罪は、令和2年（2020年）から3年連続で減少し、令和4年（2022年）は116件（前年比19.4%減）であった。罪名・罪種別に犯罪件数を見ると、**1-3-2-1表**のとおりである。

1-3-2-1表 国外における日本人の犯罪件数

（令和元年（2019年）～令和4年（2022年））

年次	総数	殺人	薬物関係 法令違反	傷・害 ・暴行	強制性交 等・強制 わいせつ	窃盗	詐欺	外国為替 ・関税関係 法令違反	出入国 ・査証	道路交通 関係法令 違反	売買春	銃器等 関係法令 違反	その他
元年	418 (100.0)	3 (0.7)	31 (7.4)	41 (9.8)	26 (6.2)	22 (5.3)	16 (3.8)	13 (3.1)	126 (30.1)	31 (7.4)	7 (1.7)	3 (0.7)	99 (23.7)
2	173 (100.0)	3 (1.7)	14 (8.1)	20 (11.6)	2 (1.2)	12 (6.9)	9 (5.2)	4 (2.3)	59 (34.1)	7 (4.0)	1 (0.6)	—	42 (24.3)
3	144 (100.0)	2 (1.4)	8 (5.6)	24 (16.7)	5 (3.5)	2 (1.4)	11 (7.6)	1 (0.7)	58 (40.3)	4 (2.8)	2 (1.4)	2 (1.4)	25 (17.4)
4	116 (100.0)	—	12 (10.3)	23 (19.8)	5 (4.3)	6 (5.2)	4 (3.4)	2 (1.7)	30 (25.9)	4 (3.4)	1 (0.9)	—	29 (25.0)

- 注 1 外務省領事局の資料による。
2 「出入国・査証」は、不法滞在等をいう。
3 「その他」は、脅迫・恐喝を含む。
4 () 内は、構成比である。